

官報 号外 平成十八年三月十六日

○第一百六十四回 会衆議院会議録 第十四号

平成十八年三月十六日(木曜日)

議事日程 第九号

平成十八年三月十六日

午後 時開議

第一 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案(法務委員長提出)

第四 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第五 国の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

第六 中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出)

第七 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第八 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第九 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第十一 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第十二 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第十三 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第十四 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第十五 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

第十六 独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件
行政改革に関連する諸法案を審査するため委員四十人による行政改革に関する特別委員会を設置するの件(議長発議)

日程第一 独立行政法人国立環境研究所法の一
部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 犯罪者予防更生法の一部を改正す
る法律案(内閣提出)

日程第三 執行猶予者保護観察法の一部を改
正する法律案(法務委員長提出)

外一案 特別委員会設置の件 独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案

平成十八年三月十六日 衆議院会議録第十四号

○議長(河野洋平君) 特別委員会の設置につきお諮りいたします。

行政改革に関連する諸法案を審査するため委員四十人による行政改革に関する特別委員会を設置いたいと存じます。これに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、そのとおり決まりました。

ただいま議決されました特別委員会の委員は追つて指名いたします。

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第一とともに、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

○議長(河野洋平君) 日程第二とともに、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

○議長(河野洋平君) 日程第一とともに、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

小池環境大臣から提案理由の説明を聴取し、十四日に質疑を行いました。同日、質疑を終局した後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(河野洋平君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり可決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(河野洋平君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(河野洋平君) 日程第一とともに、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 御異議なしと認めます。

○議長(河野洋平君) 日程第一とともに、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(河野洋平君) 日程第一とともに、日程第三は、委員長提出の議案でありますから、委員会の審査を省略し、両案を一括して議題とするに御異議ありませんか。

○議長(河野洋平君) 「異議なし」と呼ぶ者あり

少子高齢化が急速に進展していることから、高齢者も含めた地域住民が手軽に買い物に行けるよう、住民にとって住みやすい、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを進めいくことが求められています。こうした中で、中心市街地における都市機能の増進及び経済活力の向上を図り、地域における社会、経済及び文化の発展に重要な役割を担う中心市街地の活性化を推進することは、喫緊の課題であります。

こうした状況を踏まえ、今般、本法律案を提案した次第であります。

次に、本法律案の趣旨を御説明申し上げます。

第一に、政府全体として中心市街地の活性化に関する施策を総合的かつ一体的に推進するため、中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律を改正することとし、法律の題名を中心市街地の活性化に関する法律に改めます。具体的な措置としては、まず、政府が中心市街地の活性化に関する基本方針を策定することとともに、内閣に中心市街地活性化本部を設置します。また、市町村が作成する中心市街地の活性化に関する基本計画について内閣総理大臣が認定をして、認定を受けた基本計画に基づく事業に対して各種支援措置を講ずることとします。さらに、中心市街地の活性化に取り組む民間事業者等が協議を行う場である中心市街地活性化協議会に関する規定を設けることとしております。

第二に、主に郊外における商業基盤施設等の整備について支援措置を定めている特定商業集積の活性化に関する支援措置を中心市街地において集中的に講ずる観点から、廃止することとします。以上が、本法律案の趣旨であります。(拍手)

○議長(河野洋平君) 国土交通大臣北側一雄君。

(國務大臣北側一雄君登壇)

○國務大臣(北側一雄君) 都市の秩序ある整備を

図るための都市計画法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

近年、モータリゼーションの進展等を背景とし

て、都市の無秩序な拡散が進み、中心市街地の空

洞化のみならず、高齢者等が病院等の公共公益施

設に徒歩等で容易に行くことができなくなること

や、公共投資の非効率性、環境負荷の増大などの

問題が生じております。今後、人口減少・超高齢

社会が到来する中で、既存の社会資本のストック

を有効に活用しつつ、都市機能を集約したコンパ

クトなまちづくりを進めることが求められており

ます。そのためには、都市構造に広域的に大きな

影響を与える大規模集客施設や公共公益施設につ

いて、都市計画の手続を通じて、地域の判断を反

映した適切な立地を確保する必要があります。

このような趣旨から、このたびこの法律案を提

出することとした次第です。

次に、この法律案の概要につきまして御説明申

し上げます。

第一に、第二種住居地域、準住居地域及び工業

地域並びに都市計画区域及び準都市計画区域内の

用途地域の指定のない区域内では、大規模集客施

設は原則として建築できないこととします。

第二に、都道府県は、都市計画区域外の区域の

うち、建築物の建築が現に行われている区域等を

含み、かつ、将来における一体の都市としての整

備等に支障が生じるおそれがあると認められる一

定の区域を、準都市計画区域として指定すること

ができるとします。

第三に、開発許可について、市街化調整区域内

において大規模開発を許可できるとする基準を廃

止するとともに、病院等のための開発行為及び

国、地方自治体等が行う開発行為は開発許可等を

要することとします。

第四に、大規模集客施設のため開発整備を実施

すべき区域を開発整備促進区として地区計画に定

めめることができます。

第五に、まちづくりの推進に関し経験と知識を

有する団体等を都市計画の提案権者に追加するとともに、都道府県が都市計画に係る協議を行う際に関係市町村から意見の開陳を求めることができます。

その他、都市の秩序ある整備を図るため、自動車の駐車場の整備、新住宅市街地開発事業及び公有地先買戻制度の適正化を図る等、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上が、都市の秩序ある整備を図るために、都市計画法等の一部を改正する法律案の趣旨でござります。(拍手)

中央市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案(内閣提出及び一部を改正する等の法律案(内閣提出)及び一部を改正する等の法律案(内閣提出)の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(河野洋平君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑の通告があります。順次これを許します。新藤義孝君。

〔新藤義孝君登壇〕
○新藤義孝君 私は、自由民主党を代表いたしまして、ただいま議題となりました中心市街地活性化法案及び都市計画法案につきまして質問させていただきます。(拍手)

最近、國家の品格という言葉がよく聞かれます。私自身も、我が国は品格を失つてしまつたのではないか、このように思うときが間々あります。特に、最近の国会の論戦を見ておりますと、常にメーリー問題等に象徴されるように、品格があるとは到底言いがたく、残念な状態が続いているのが現状ではないでしょうか。

単純に大規模店舗を再び規制することは時代に逆行します。一方で、シャッター通りを放置することもできません。また、地域によりましては、大規模な工場跡地など、中心部が空洞化したことによって、新しいまちづくりのチャンスが生まれています。

こうした状況のもとで、今回の法改正は、従来の金太郎あめ的な均衡ある国土の発展から、地域の判断による個性のあるまちづくりへ変えようとしている象徴的な法改正だと私は考えております。我々は、今後、どのようなまちづくりを進めなければならないのでしょうか。

私は、この我が国の都市が目指すまちづくりについて、冒頭に挙げました品格が必要だと考えて

おります。品格とは、品位の程度、すなわち、そ

して、気概と自覚を持つ品格ある論戦をしていこうではありませんか。

さて、この二法案が提出されております。

他の、均衡ある国土の発展の旗印を掲げ、全国各地のまちづくりが進みました。しかし、金太郎あめ

とも言われる画一的な町並みができてしまつたところもあります。こうした流れの中で、市街地から郊外へと大規模店舗を初めさまざまな機能が流出し、旧来の商店街はシャッター通りになら、中心市街地の衰退が進んだということでございます。

このような社会的変化に対応するため、平成十年、中心市街地活性化法、改正都市計画法、そして大規模小売店舗立地法のいわゆるまちづくり三法が制定されました。しかしながら、八年が経過して、いまだ問題は解消されおりません。むしろ、大規模店舗に対する規制が緩められる一方で、都市計画制度はうまく活用されず、都市基盤整備が間に合わないまま、焼き畑的な乱開発が進んでしまう、無秩序なまちづくりになってしまっているのが現状ではないでしょうか。

このよう社会的変化に対応するため、平成十年、中心市街地活性化法、改正都市計画法、そして大規模小売店舗立地法のいわゆるまちづくり三法が制定されました。しかしながら、八年が経過して、いまだ問題は解消されおりません。むしろ、大規模店舗に対する規制が緩められる一方で、都市計画制度はうまく活用されず、都市基盤整備が間に合わないまま、焼き畑的な乱開発が進んでしまう、無秩序なまちづくりになってしまっているのが現状ではないでしょうか。

このよう社会的変化に対応するため、平成十年、中心市街地活性化法、改正都市計画法、そして大規模小売店舗立地法のいわゆるまちづくり三法が制定されました。しかしながら、八年が経過して、いまだ問題は解消されおりません。むしろ、大規模店舗に対する規制が緩められる一方で、都市計画制度はうまく活用されず、都市基盤整備が間に合わないまま、焼き畑的な乱開発が進んでしまう、無秩序なまちづくりになってしまっているのが現状ではないでしょうか。

水準が上がつたことによる当然の帰結であるとも言えます。問題は、郊外の開発が無計画に行われたことにあります。

市街地の郊外への拡散を抑制し、町の機能を中心市街地に集中させる、いわゆるコンパクトシティーの考え方がある。持続可能な都市のあり方として検討されています。今回の改正案も、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを基本的な方向性として議論が進められてきたと承知をしています。

そもそもコンパクトシティーとは、一九八〇年代にヨーロッパで生まれた概念で、持続可能な都市のるべき姿として、居住や都市機能の密度が高い、都市的な用途が近接・複合している、スプロールしていなければ、都市の境界、都市の構造が明確であることとされております。

今回の改正案にコンパクトシティーの理念を取り入れたことは評価できます。しかし、個別の具体的な事項になると、産業政策に戻ってしまう。コンパクトシティー実現のためには、交通対策やエネルギー対策、環境対策など、多様で複合的な地域政策が不可欠です。

崇高な理念と実効性のある個別政策をどのようにリンクさせるのか、経済産業大臣及び国土交通大臣にお伺いをいたします。

現行の中心市街地活性化法は、中心市街地の整備改善及び商業等の活性化を一体的に推進することを目的に制定されました。

その中では、市町村が策定した中心市街地活性化の基本計画に定められた事業に対して、国庫補助金等による支援を実施しており、これまで約一兆円規模の補助金等の予算措置が行われてきました。しかし、目に見える効果が余り出でておらず、このことは、平成十六年九月に総務省行政評価局が出した中心市街地の活性化に関する行政評価・監視でも「統計指標の動向等から判断すると、中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少ない」と指摘をされています。

現行法制下で、なぜ中心市街地の活性化が成功しなかつたのでしょうか。経済産業大臣の認識をお伺いいたします。

また、これまで中心市街地活性化のためにどのくらいの国費、地方費を費やしてきたのでしょうか。具体的な金額をお答えください。

現行の施策への真摯な反省と詳細な原因の分析こそが、新たな施策への方針となります。さきの行政評価・監視では、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省の四省に対し、改善項目が勧告されました。その中でも指摘されている、「基本計画の的確な作成」に挙げられた数値目標設定の有効性や指標、事業の進捗状況等の定期的な把握や、基本計画の的確な評価、見直しについて、現在どのような取り組みが行われているのでしょうか。代表して総務大臣、お答えください。

また、総務省としての中心市街地の活性化へ向けて取り組みについて、あわせてお伺いをいたします。

市町村及びそこに所在する数多くの商店街は、それぞれが歴史を重ね、それぞれに特性や問題点があり、一律に対策を行うことは困難です。現在、まちづくりの成功例として挙げられている青森、静岡、鹿児島、またコンパクトシティーに取り組んでいる神戸、仙台といった都市は、いずれも県庁所在地や地域の中心都市であり、地理的にも社会経済的にも比較的恵まれていると言えます。しかし、中心市街地の空洞化したと言われる商店街は、さきに挙げた都市だけではなく、より地方の小規模な市町村ではないでしょうか。経済産業大臣、今回の改正案が対象としている中心市街地とは、そもそもどの程度の規模の都市を想定されていますか。

今回の改正案では、内閣総理大臣を長とする中心市街地活性化本部が置かれ、基本方針の案の作成のほか、施策の総合調整、事業の実施状況のチエックなどをを行うとなっています。また、市町が策定した基本計画を内閣総理大臣が認定する

ことにより、施策の選択と集中を行い、やる気がある市町村に集中的に支援を実施していくことを掲げています。

しかし、現行制度でも、国の基本方針のもと、現在六百八十を超える市町村の基本計画が策定されています。これらに対する評価、見直しは行われたのでしょうか。そして、法改正後は、これら現行制度下で策定された基本計画はどのように扱いになるのでしょうか。特に、基本計画に基づいて今まで中心市街地活性化の取り組みを行ってきた地域に対し、新たに計画を策定し直すといふことにならないよう配慮がなされるべきだと思いますが、経済産業大臣にお尋ねをいたします。

また、中心市街地活性化本部と、現在、都市再生プロジェクトなどを進めている都市再生本部との関係はどうなるのでしょうか。これまで、都市再生本部の取り組みと中心市街地活性化策は連携をとつて進めてこられたのでしょうか。これまでの取り組み及び両本部の関係について、官房長官にお伺いをいたします。

中心市街地は、どのように特性を發揮できる政策を打ち出すかが重要となってきます。中心市街地再生の推進について、今回の改正案とそれに伴う予算措置では、それぞれ数十億程度の予算規模となっています。一つの事業に対する単価が高いことを考慮すると、これらの事業の対象数はかなり少ないことが想定をされます。

また、中心市街地活性化本部による施策の選択と集中が行われると、地方中小都市は切り捨てられ、大都市圏のみが対象となりかねないことが懸念をされます。予算の制約の中での全国ではどの程度の中心市街地の活性化が期待されるのでしょうか。都市の拡散が進む一方で、人口減少社会が始まっている現在、より大都市に人々が移り、多くの中小都市が衰退するような事態が収され、多くの都市が衰退するような事態が加速しないような施策を講じる必要があります。

うのでしょうか。また、中小都市への対策について、経済産業大臣並びに国土交通大臣にお伺いをいたします。

中心市街地活性化政策が効果を上げてこられたその背景には、計画システムの欠陥だけではなく、スプロールをそれほど気にしてこなかつた国民意識、農地保全を求める意識の弱さ、規制緩和の圧力などがあるとされています。

今回の改正案では、多様な民間主体が参画する中心市街地活性化協議会が法制化されています。

しかし、現行制度下においてTMOによる商業振興等の活性化事業が進められていますが、商工会議所や商工会が母体になつて組織が多いこともあって、役割が商業の活性化に偏つており、多様な視点からのまちづくりが行われているとは言えません。

今回、商業関係者に限らず、地権者を含め、より幅広い民間主体に参画を求めた協議会を設置することは評価できますが、実効性が担保されなければなりません。中心市街地活性化協議会が機能するための支援策について、経済産業大臣にお尋ねいたします。

また、中心市街地問題は単なる商店街問題ではありません。都市や地域の存続にかかる重要な課題であり、まさにまちづくりふるさとづくりの課題です。そのためには、町を再興しようという気概のある担い手をどうつくるかということこそが市街地や商店街の活性化につながると考えます。

まちづくりの担い手づくりについて、経済産業大臣及び国土交通大臣の所感をお聞かせください。

国土の構成要素である都市と農山漁村の関係は、産業構造の高度化や都市化の進展が、農山漁村から都市への人口流出や農山漁村の衰退と相まって続いてきたと言えます。

ところが、流出先の都市は、時代の変化とともに郊外化し、都市の区域が人口増加の伸びを上

回つて膨張し、人口密度の低い市街地が広がっています。その結果、人が集まるコミュニティの場としての役割や、町の顔としての象徴性、文化を伝承する役割を担ってきた都心部が衰退し、郊外部に広がった市街地が都心部で失った町の魅力を補うだけの個性を持つに至っていない場合には、都市全体の活力の低下が懸念される状況となっています。

さらに、郊外化の進展は、農地の荒廃や緑地の喪失の一因ともなっており、人口流出による農山村の衰退に拍車をかけています。すなわち、都市問題が農山漁村にまで大きな影響を及ぼすことを意味しています。

中心市街地の活性化は、町やふるさとの再生であり、ひいては国土の再生あります。こうした視点に立つての政策展開を強く求め、同時に、民主党は、まちづくりに懸命に取り組んでいる人々とともに、町とふるさとを再生させるために全力を尽くすことをお誓いして、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣二階俊博君登壇〕

○国務大臣(二階俊博君) 佐々木隆博議員にお答えをいたします。

コンパクトシティー実現のための具体的な施策に関するお尋ねであります。議員も御承知のとおり、コンパクトシティーの推進に当たっては、郊外部の開発抑制と中心部のぎわいの回復を一体的に進めることが重要であると考えております。

郊外部の開発抑制については、今般の都市計画法改正案で適切な対応がなされているものと認識しておりますが、中心部のぎわい回復については、中心市街地活性化法案において、内閣総理大臣を本部長とする中心市街地活性化本部を設置し、政府が一丸となって取り組むこと、さらに、内閣総理大臣の認定制度を創設し、認定を受けた基本計画に支援措置を重点化するほか、さらに、

人が集まるコミュニティの場としての結果、人が集まるコミュニティの場としての役割や、町の顔としての象徴性、文化を伝承する役割を担ってきた都心部が衰退し、郊外部に広がった市街地が都心部で失った町の魅力を補うだけの個性を持つに至っていない場合には、都市全体の活力の低下が懸念される状況となっています。

商業の活性化、都市機能の増進に関する支援策を拡充してまいります。

そして、これらの措置とともに、現行法で中心市街地が活性化していない理由についてのお尋ねがありました。これまで費やした予算等につきましてもお答えをしたいと思います。

現行の中心市街地活性化法では、市町村の基本計画全体について十分な評価が行われないまま、その計画に基づく事業を各省庁が支援しているため、効果的な支援に結びつかないという問題点がありました。

今回の改正法では、この点を全面的に見直し、政府が一丸となつて総合的な観点から市町村の基本計画について評価を行い、支援を講ずるため、内閣総理大臣による認定制度を導入したところであります。

これまでの中心市街地活性化支援に要した費用につきましては、経済産業省が平成十年度から平成十六年度までに実施した主な中心市街地活性化策及び商店街振興策の実績の合計は、約六百二十億円となつております。

中心市街地活性化法の中心市街地が想定する都市の規模に関するお尋ねであります。中心市街地活性化法の施策の対象となる中心市街地は、

当該地域における小売商業者が集積する等の一体の地域を指すものであり、都市の規模の大小により定まるものではなく、その規模は地域によって異なるものと考えております。

比較的小規模な地方の市町村において深刻な中心市街地の空洞化が進展していることは、議員が御指摘のとおりであります。こうした地域を含めて、地域の意欲的な中心市街地活性化の取り組みを支援してまいりたいと考えております。

現行法に基づく基本計画について評価、見直し及び法改正後の取り扱いについての御質問であります。現行法に基づく基本計画に対する評価、見直しについては、市町村において必ずしも適切な対応がなされたとは言えないものと認識を

しております。また、国におましても、市町村の基本計画に対しても詳細な評価や指導を行つてきませんでした。

現行法に基づいて市町村が作成した基本計画の取り扱いについては、市町村は、新たに策定される基本方針に基づき見直しを行い、地域の方々の意欲を反映した実効性の高い基本計画を改めて作成し、認定の申請を行つていただきたいと考えております。

中心市街地活性化法の基本計画の認定基準に関するお尋ねであります。中心市街地活性化法における内閣総理大臣の基本計画に当たっては、内閣総理大臣は、基本計画を作成する市町村の規模の大小にかかわらず、明確な活性化の数字目標を掲げているかどうか、地域の関係者が町ぐるみで意欲的に取り組みを行う見込みがあるかどうか、商業の活性化や市街地の整備改善等の各種事業が一体的に推進されているかどうかなどの観点から、総合的に判断がなされるものと認識しております。

地域の中小都市を含め全国で、それぞれの地域の関係者が意欲的に取り組み、一つでも多くの中心市街地の活性化が実現されることを特に期待しておりますところであります。

中心市街地活性化協議会の実効性を確保するための施策についてのお尋ねであります。

中心市街地活性化協議会については、地域の関係者が集まり、まちづくりの司令塔としての役割を担うことを期待しており、改正後の中心市街地活性化法において、その役割の実効性を確保する

観点から、法律上、明確な役割を与えていたところです。具体的には、市町村が基本計画を作成するに際して、中心市街地活性化協議会における議論を経ることにしております。

また、平成十八年度には、協議会運営の中心と

なるタウンマネジャーの活動経費を補助する制度を創設しました。協議会の活動基盤を支援することとし、その活動の実効性の確保に努めてまいりたいと考えております。

まちづくりの担い手についてのお尋ねであります。私は、まさにこのことが最も重要なことであると考えております。中心市街地の活性化に成功している事例を見ますと、地域の実情に応じた独創的なアイデアを多様な関係者と調整しながら実現する、熱意あるまちづくりの担い手の存在が極めて重要であると認識しております。

このため、経済産業省といしましては、従来から行つているまちづくりのノウハウの講習の開催等に加え、まちづくりのリーダーとなるタウンマネジャーの活動経費を補助する支援策を新設するなど、今後とも、まちづくりの担い手づくりに努めてまいりたいと考えております。

まさに議員もおっしゃいましたように、町を再興する担い手、多様な関係者の協力により、選択

と集中の視点とともに協力し合つて、この新しい制度によって町が活性化するよう、経済産業省としても全力を尽くして取り組んでまいりたいと考えております。(拍手)

コントロールを行つたための制度の充実、さ

らには公共交通施設の整備など、多様で複合的な

施策を推進することが必要であると考えております。認定の基準や中小都市への対策についてお尋ねがございました。

中心市街地活性化基本計画につきましては、中心市街地の活性化を図ろうとするすべての市町村が策定を行い、認定を申請することができる制度となつております。

認定に当たりましては、基本計画の実施が中心市街地の活性化の実現に相当程度寄与するか、基本計画が円滑かつ確実に実施されるかといった観点から判断することとなつております。一定の人口規模等を認定の基準とするものではなく、中等市を切り捨てるものではありません。

まちづくりの担い手づくりについてお尋ねがございました。まちづくりを実現させるためには、何よりも、まちづくりの担い手となる地域の人の力が必要不可欠でございます。特に、中心市街地におきましては、これまでの商業関係者を中心とした取り組みだけではなくて、地域住民を含めた幅広い取り組みが重要でございます。

今後とも、まちづくり交付金の提案事業や住民参加型まちづくりファンドなどを活用し、こうした地域の人々によるまちづくり活動や担い手づくりを支援していく決意でございます。(拍手)

〔國務大臣竹中平蔵君登壇〕

○國務大臣(竹中平蔵君) 佐々木議員から二問、質問がございました。

まず、行政評価・監視結果の勧告に対する取り組みについてでございます。

御指摘のように、中心市街地の活性化に関する行政評価・監視結果に基づく勧告をおきましては、「統計指標の動向等から判断すると、中心市街地の活性化が図られていると認められる市町は少ない」との指摘がなされております。この勧告を受けまして、総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省は共同で、平成十七年

五月に、基本計画の点検、見直しを行うための基本方針の考え方というのを取りまとめたところでございます。そのポイントは、まず、可能な限り定量的な指標に基づく数値目標を設定することがあります。

施状況をフォローアップし、その結果に基づき基本計画の見直しを検討すべきであるということでございます。これらをホームページで公開するとともに、基本計画を作成した市町村に通知をしているところでございます。

次に、中心市街地の活性化への総務省としての取り組みはどうかというお尋ねがございました。総務省としましては、中心市街地の活性化に取り組む市町村に対しまして、第一に、イベントや空き店舗の活用などについて地方交付税により措置をしております。また、第二に、市民広場、駐車場などの整備に対して地方債により支援をしているところでございます。

(拍手) 〔國務大臣安倍晋三君登壇〕

○國務大臣(安倍晋三君) 佐々木議員にお答えします。

都市再生本部による中心市街地活性化の取り組み、都市再生本部と中心市街地活性化本部との関係についてお尋ねがございました。

都市再生本部は、都市の魅力と国際競争力を高める都市再生の推進を目的として内閣に設置されているものですが、都市再生基本方針の中、中心市街地活性化策について市街地中心部の再生として位置づけるとともに、稚内から石垣までの全国の都市再生を進める全国都市再生モデル調査を行っておりました。多くの先導的な活動に対する支援などを推進してきたところであります。

中心市街地活性化本部は、衰退が進行している街地の活性化が図られていると認められる市町は、もとより、生活に欠かせない病院や学校、市町村役場まで郊外へと流失してしまい、中心市街地の空洞化をもたらしました。

私は、ただいま議題となりました中心市街地活性化法の一部改正案並びに都市計画法等の一部改正案に対しまして、民主党・無所属クラブを代表して質問をいたします。(拍手)

我が国は、二十世紀の後半、半世紀の間に、高度成長期を挟んで実に五千万人の人口増加を経験しました。百万人の大都市を毎年一つずつくりり続けてきた計算です。

これから半世紀の間に、三千万人以上の人口が減ることになるでしょう。今度は、六十から七十万人の巨大都市が確実に毎年一つずつ姿を消していくのです。私たちは、ちょうどそのターニングポイントに立っています。

今後、どのように我が国のまちづくりを推進していくのか。長期的な展望を持ち、社会変化にたつての理念が今必要だと私は考えております。今回の法案の提案に関連して、政府サイドからでさえ、現行のまちづくり三法には理念がなかったという言葉を聞きました。

では、これからまちづくりの理念とは何なのでしょうか。法案を見ながら、大変疑問に思いました。

現行のまちづくり三法を審議した平成十年当時は、アメリカ政府から要請のあつた大店立地法で規制緩和などをいました。この結果、大型店舗はもとより、生活に欠かせない病院や学校、市町村役場まで郊外へと流失してしまい、中心市街地の空洞化をもたらしました。

アメリカの拡散型から、今度は、ヨーロッパのまとまりのあるコンパクトシティーを参考に、予算も投入して、市街地を活性化しようとの提案であります。七年前はアメリカ、今度はヨーロッパに学んでということでしょうか。今回の提案は、私は、どうしても場当たり的な政策転換としか見えません。このような対応にまちづくりの理念は見出せません。都市計画というより、都市計画の不在を証明しているようなものではないでしょうか。

〔議長退席、副議長着席〕

○副議長(横路孝弘君) 小宮山泰子さん。

〔小宮山泰子君登壇〕

○小宮山泰子君 民主党の小宮山泰子でございます。

日本の歴史や風土、産業経済、国民性などに着目した日本独自の、しかも、時代の流れにたえることのできる理念が必要であると考えます。個別地域によりその特性や事情は異なり、全国一律に中心市街地の機能集約は当てはめられない面もあります。

国土交通大臣、経済産業大臣のまちづくりに対する基本的な理念について、御見解をまずお伺いいたします。

たつた七年で改正案が提出されたことから、明らかに法案に不備があつたと考えるのが一般的ではないでしょうか。政府が新たな提案を行うに当たつては、これまでの行政において、どの点に誤りがあったのか、失敗だったか、きちんとした評価が不可欠であります。

国交省の法案説明資料には、シャッター通りとなつた商店街と、人ごとのように写真が添えられていました。閉店に追い込まれた経営者の痛みがおわかりになつてているんでしょうか。

まちづくり三法は中心市街地の活性化を目指していたはずです。平成十年の衆議院本会議で、我が党議員が、中小小売業は五店に一店が閉鎖していると指摘していましたが、その後の、シャッターワン通りに象徴されている現状について認識を述べいただき、また、まちづくり三法の実施に当たつての評価、反省点について、国土交通大臣、

経済産業大臣の御見解をお伺いいたします。

政府としても、所管の経産省も国交省も、今回

提案の二つ提案で中心市街地の活力を取り戻せるとお考えの上での提案でしようが、果たして首尾よくいくかは疑問であります。

政府は、現状を客観的に分析し、今回の法案を提出されたのでしょうか。中心市街地における大規模店舗の撤退並びに進出状況、また、郊外においての大規模店舗の進出状況及び撤退の原因は何であるところ考へでしようか。(答)議長(大臣)これら

いたします。
また、中心市街地の活性化と郊外における大規模店舗の立地規制の相関関係をどのように理解されているのでしょうか。郊外の大店舗立地と中心市街地が衰退したことに因果関係は認められるのでしょうか。そして、その根拠は何なのか、重ねてお伺いいたします。

私は、人口減少・高齢化時代のまちづくりのあり方は、従来のような場当たり的な拡大志向の町ではなく、環境負荷の少ない美しい町を目指すべきであると考えますが、国土交通大臣の御認識を伺います。

そのために、まだ続いている者市外総合音の土地区画整理については、速やかにやめるべきものもあるのではないかでしょうか。中心市街地活性化の補助金をつぎ込む一方で、町の外縁部では土地区画整理を続け、保留地は大型店舗に売り払うという矛盾する政策を続けることは許されないと考えますが、国土交通大臣の御認識を伺いま
す。

また大型店舗や公共施設が集中または散在し、町を結ぶ主要な道路沿いに立地するために、交通渋滞は激しくなり、交通事故は多発、公害も発生してきました。このようなまちづくりが持続可能性を持つているのか、特に環境問題という観点から環境大臣にお伺いいたします。環境負荷の少ない持続可能な町とはどういう町なのかについて、環境大臣の御所見をお伺いいたします。

趣旨説明に対する小宮山泰子君の質疑

今回の都市計画法における大店舗の規制は、一定平平米以上としていますが、なぜ一万平米以上を対象としたのか、その根拠について国土交通大臣にお伺いいたします。郊外のバイパス沿いには一萬平米未満の店舗が何軒も立地しており、そのことが中心市街地衰退の原因になつてないのかについて、経済産業大臣の御認識を伺います。

非線引き都市計画区域の白地区域について、大規模商業施設は用途地域を指定または地区計画を策定することにより立地可能としておりますが、なぜ大規模商業施設だけこうなるのでしょうか。その他の施設、例えば、今回、市街化調整区域では規制強化となる病院、福祉施設、学校などは現行のままなのかについて、国土交通大臣の御認識を伺います。

また、都市計画区域外に大型店舗が出店することを規制できないわけですが、今回の改正で知事が準都市計画区域に指定することができるようになつたといえ、指定しなければ全く自由のままでよいのかについて、国土交通大臣にあわせて御見解をお伺いいたします。

私の住んでおります川越市周辺は、都市と農業が共存している地域でもあり、まさに地産地消に適した条件がそろつている地域でもあります。昨年、私も地元のいるま野農協のシンポジウムにおきましてパネリストとして参加いたしましたけれども、都市近郊農業には大変な関心を持つております。

法案に関連して、農林水産大臣にお伺いいたします。まちづくり三法のもとで、農地に大型店舗や病院がオーブンするなど、都市近郊農業に多大な影響を与えたと考えております。大臣の御認識を伺います。

そして、今回、都市計画法の改正により、ゾーニング、土地利用規制についても変更が行われますが、農業は土地利用規制の論議の外に置かれているのではないでしょうか。非線引き都市計画区城の四百十九万ヘクタールのうち、百十萬ヘク

タールが農地面積となっています。安全な食物をつくる農地と人間が生活をする都市は密接にかかわっておりますので、農林水産業の発展にとって健全な国土利用を考えると、論議の外にいるわけにはいかないはずです。法案に対し、どのような理念のもと、そして対応していかれるのか、農林水産大臣に御所見をお伺いいたします。(拍手) 今回の改正で、広域調整の手続が設けられました。しかし、広域調整は十分に機能するのでありますか。都道府県知事が市町村の都市計画決定に対する協議同意を行った際に、関係市町村から意見を聴取することができるということになりましたが、知事が必要な協力を求めることができるとなつてはおりますが、実際の手続やどのような場合に協力を求めるのか、はつきりしません。政府はどうのような場合に知事が関係市町村の協力を求める想定しているのかについて、国土交通大臣の答弁を求めます。

また、協力を求めないまま知事が都市計画変更の判断をすることが許されるかについても、あわせて御答弁願います。調整は、あくまでも都市計画の変更の場合であって、実際の出店の際の調整ではありません。ゾーニングを変更する際に予想もししなかつたことが起り得ると考えるべきではないのでしょうか。

大規模店舗に限らず、道路渋滞などの影響が予想される施設を建設する場合、都市計画の中での一定のアセスメントを義務づけることも検討すべきと考えます。国土交通大臣に、この点に関しましても御答弁を求めます。

経済性だけを優先し、もうかるところには参入し、もうからなくなれば素早く撤退するやり方は、焼き菓子商業と呼ばれています。商業立地を市場に任せればうまくいくというような楽観的な考え方では、個別の地域では通用しません。瞬時に新規参入が行われることは、まずあり得ない。高齢者が日々の買い物もできない状態を、市場の結果として放置することは許されないと考えます。商

十 けだ 美 あるに す考りにてに法 本に利博なにみこ 空序画現し業 まかと業

大臣の御認識を伺い、対策といえば公共事業や方針を率直に反省されなければならない。建設ができる自由の原則を改めるべき。拡大基調の都市計画が、我が国の無秩序な拡散と中心市街地のようか。

建築は計画に基づく歴史ある美しい町並みが国は、用途地域法で規定されています。町全体の計画法を構築するためよく、町の景観を破っています。町全体の計画法のあり方を根柢から改め、建築基準を改正するなどは都市計画の中でも改革を提案しておられています。どの一つの建物が建つ対してどのようにおこなうか。必要であります。要不要を見きわめまちづくりの要諦であります。どんな改革を提案しておこなうか。必要な事例としてどうなさいました。インそのものより、より基本的な要素

が決定的であります。そして、町に住む人々や町を利用する人々と、その土地の自然環境などに対応しながら時間をかけてつくり上げられる独自の歴史風土も大きな要素となっています。

そのことを十分に理解しているヨーロッパの国々では、土地利用において、町の景観、美しさを共有することを優先させる法律を整備し、国と地方自治体が責任を持つて都市計画を推進しています。それが美しい町をつくる基本になっています。

一方、日本の都市計画は、規制緩和の繰り返しの歴史でした。今回の都市計画法の改正で、ようやく規制緩和から規制強化へとかじを切ったことは一定の評価はいたします。しかし、まだまだ不十分であります。

民主党は、地域の住民が、住民参加の透明な手続きにのっとり、伝統や文化を大切にする美しい町を復活させることができるように都市計画法と建築基準法の抜本的な見直しについて、さらに具体的な提案をすることをお伝えしまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。(拍手)

(國務大臣北側一雄君登壇)

○國務大臣(北側一雄君) 小宮山議員から十一問、御質問をちょうだいいたしました。

まちづくりに対しての基本理念についてお尋ねがございました。

我が国が人口減少・超高齢社会を迎える中で、都市の拡大成長を前提としたこれまでのまちづくりから、都市の既存ストックを有効活用しつつ、高齢者も含めた多くの人にとって暮らしやすいコンパクトな都市構造、歩いて暮らせるまちづくりへと基本理念を転換していくことが必要と考えております。

このため、中心市街地にさまざまな都市機能を集約し、多くの人が集まるにぎわいあふれる町を実現することが望ましいと考えていますが、その際は、地域の判断により、地域の主体的な創意と

工夫を生かしたまちづくりを進めていくことが重要と認識しております。

その意味で、今回の法改正は、これからまちづくりの先駆けとなるものであると認識をしております。

シャツタ通りの現状認識とまちづくり三法の評価、反省点についてお尋ねがございました。

中心市街地の現状については、シャツタ通りに見られるように、大変厳しい傾向が続いていると認識をしております。現行のまちづくり三法の制定後も、大規模集客施設の郊外立地等により都市機能の無秩序な拡散が進行し、多くの都市において中心市街地の衰退に歯どめがかかるない状況となっています。

このため、今回の法改正により、都市機能の適正な立地のための都市計画制度の充実や、中心市街地の振興のための支援策の充実を図つてまいります。

環境負荷の少ない美しい町を目指すべきとのお尋ねがございました。

御指摘のとおり、人口減少・高齢社会においては、都市機能の無秩序な拡散に歯どめをかけて、既存ストックの有効活用を通じて、環境負荷の低いコンパクトなまちづくりを実現することが必要であると考えております。

これによって、さまざまな都市機能がコンパクトに集積するとともに、良好な自然環境の保全等が図られ、美しいまちづくりにも資するものと考

えております。

町の外縁部における土地区画整理事業に関するお尋ねがございました。

人口減少社会に対応した集約型の都市構造を実現するため、土地区画整理事業についても、町の外縁部における事業は極力抑制し、国として支援すべき事業は既成市街地で行われるものに重点化しているところでございます。

来年度予算案におきましても、中心市街地の活性化や密集市街地の解消といった既成市街地の再

生に資する土地区画整理事業へより一層重点的な支援を行うため、補助制度の拡充を盛り込んでおりございます。

大型店舗に係る規制の規模の拡充についてお尋ねがございました。

店舗、劇場、展示場、観覧場等の大規模集客施設については、床面積が一万平米を超えると、広域から多数の客を集め、周辺道路の交通量を増大させて混雑度を著しく上昇させます。これによ

り、交通渋滞を急激に増加させ、周辺地域において環境の悪化が生じることとなります。

したがって、今回、一万平米超を規制の対象とすることとしたものでございます。

白地地域における大規模商業施設以外の病院等の規制についてお尋ねがございました。

今回の都市計画法等の改正においては、白地地域において、大規模商業施設のみならず、劇場、映画館、飲食店など都市構造やインフラに大きな影響を及ぼす大規模な集客施設全般について、一たん立地を制限し、立地する場合に都市計画手続を経ることにより、地域の判断を反映した適正な立地を図ることとしております。

一方で、病院、福祉施設、学校などについては、これらの大規模集客施設に比較した場合には都市構造やインフラに及ぼす影響が小さいため、立地を制限する対象とはしておりません。

準都市計画区域の指定についてお尋ねがございました。

現行の準都市計画区域は、市町村が、建築物の建築等が行われる蓋然性の高い地域をスポット的に指定することとされており、指定が余り進んでいない状況にございます。

このため、土地利用の整序及び環境の保全が必要な区域を広く指定できるよう、指定要件

を緩和するとともに、指定権者を広域的な観点から判断できる都道府県に改めます。

この改正により、都道府県において、大規模集客施設が立地するおそれのある土地について、適

切に準都市計画区域の指定が行われるものと考えております。

都道府県知事による広域調整手続についてお尋ねがございました。

今回の改正では、都市計画の決定、変更が広域施設については、床面積が一万平米を超えると、広域から多数の客を集め、周辺道路の交通量を増大させて混雑度を著しく上昇させます。これによ

り、交通渋滞を急激に増加させ、周辺地域において環境の悪化が生じることとなります。

したがって、今回、一万平米超を規制の対象とすることとしたものでございます。

白地地域における大規模商業施設以外の病院等の規制についてお尋ねがございました。

今回の都市計画法等の改正においては、白地地域において、大規模商業施設のみならず、劇場、映画館、飲食店など都市構造やインフラに大きな影響を及ぼす大規模な集客施設全般について、一たん立地を制限し、立地する場合に都市計画手続を経ることにより、地域の判断を反映した適正な立地を図ることとしております。

一方で、病院、福祉施設、学校などについては、今回、都市計画法改定で規制される商業地の同意に当たつて、広域調整の必要性を踏まえてすることとしたものでございます。

渋滞等の影響が予想される施設について、アセスメントを義務づけることについてお尋ねがございました。

大規模店舗に限らず、大規模な集客施設について協力を求めるか否かを、都市計画の決定、変更の同意に当たつて、広域調整の必要性を踏まえて適切に判断するものと考えております。

渋滞等の影響が予想される施設について、アセスメントを義務づけることについてお尋ねがございました。

この場合においては、交通渋滞や周辺環境への影響等を総合的に評価した上で、都市計画の手続を通じて、地域において適切な判断が行われるものと考えております。

商業施設の立地に関して、市場原理に任せればうまくいくという考え方についてお尋ねがありました。

都市計画については、秩序ある土地利用を実現するため、今回の改正を含め、これまでの制度の充実を図つてきたところでございますが、今後とも、現行の都市計画法と建築基準法の役割分担のつとり、計画的な土地利用を実現してまいります。

一昨年、景観法が制定され、良好な景観の形成を促進するための仕組みを創設したところでございます。これらにより、魅力あるまちづくりの推進に努めてまいる所存でございます。(拍手)

〔国務大臣二階俊博君登壇〕

○国務大臣(二階俊博君) 小宮山議員にお答えをいたします。

まちづくりの基本的理念に関するお尋ねであります。まちづくりを進めるに当たっては、各地域が、長期的な展望や基本的な理念を持つて主体的に取り組むことは極めて重要であります。経済産業省としては、今後の人口減少・高齢化社会におけるまちづくりの基本的な理念について、高齢者を含む住民の暮らしやすさや、住民が誇りを持って社会的、経済的、文化的活動を行う場の形成といった観点が特に重要なと考えております。

このため、改正後の中心市街地活性化法においては、さまざまな都市機能を市街地に集約する町のコンパクト化と、地域の創意工夫を生かした中心市街地のぎわい回復に一体的に取り組む、コンパクトでにぎわいあふれるまちづくりを徹底的に支援してまいりたいと思っております。現行の中心市街地活性化法の評価及び反省点についてのお尋ねでありますが、現行の中心市街地活性化法に基づく、市町村が作成した六百八十三件の基本計画の実施状況を見ますと、多くの中心市街地で厳しい状況が続いていることも事実であります。関係する審議会等におきましてもいろいろな御指摘を受けたところであります。郊外居住者の増加や公共施設の移転等の町の郊外化への対応が

不十分であったこと、また、市町村の作成する基本計画について、適切な評価がなされていなかつたのではないか、商業関係者と他の地域の関係者との連携が不十分であった等の課題が、私どもも認識をしておるところであります。

御審議をいたしております改正法案では、これらの方題を十分に踏まえ、所要の見直しを行つたところであります。

大規模小売店舗の進出につきまして、撤退状況及びその原因に関するお尋ねであります。商業統計調査を用いた分析によりますと、平成十四年六月の時点で一万五千七百店あった大規模小売店舗のうち、約千六百店がその後の二年間で撤退をしております。また、同じ二年間で約三千百店の新たな出店がありました。

日本商工会議所のサンプル調査等によれば、撤

退につきましては、そのほとんどが中心市街地からの撤退であるのに対し、出店につきましては、郊外地への立地割合が増加しているという傾向が見られます。

こうした傾向の背景には、郊外居住者の増加や公共施設の郊外移転など、町の郊外化が進展したことなどがあると思われます。

郊外の大規模小売店舗の立地と中心市街地の衰退との因果関係についてのお尋ねであります。が、中心市街地の衰退については、関係する審議会から、御指摘のロードサイドの店舗を含めた町の郊外化が進展したこと、中心市街地の商業者が顧客ニーズに十分対応できていないのではないかなど、さまざまな要因が考えられるとして報告を受けております。

このように報告を踏まえ、改正後の中心市街地活性化法においては、都市機能の市街地への集約と中心市街地のぎわい回復に向けた、まさに一

顧客ニーズの実現などの観点からは、営業面での競争は自由に行われることが望ましいと考えております。他方、まちづくり全体の観点からは、商業立地に一定の制限を行うことも必要と認識しております。

したがつて、都市構造に広域的な影響を与える大規模集客施設の立地に関しては、広く住民等が参画する都市計画の手続を通じて、地域のインシアチブで判断することが重要であると認識をいたしております。(拍手)

以上でございます。(拍手)

〔国務大臣小池百合子君登壇〕

○国務大臣(小池百合子君) 環境の観点から二点、お尋ねがございました。

まず、まちづくりの持続可能性についてでござります。

店舗として公共施設などの郊外立地によりまして、地域によっては自動車への依存度が大変増していく、それによって、CO₂、二酸化炭素の排出量の増加があつたり、交通渋滞の発生に伴いまして、局地的な大気汚染が発生しているところであります。

また、郊外立地の進展がオフィス、店舗の床面積の拡大につながります。それによって、民生部門のエネルギー消費の増大を招いているところであります。

今後、持続可能なまちづくりを進めていくためには、こういった環境負荷を抑制する観点もしっかりと踏まえていく必要があると考えております。

次に、環境負荷が少ない持続可能な町についてのお尋ねでございます。

今後、持続可能なまちづくりを進めながら、まちづくりといたしましては、やみもなく拡大志向ではなくて、ストックを重視したまちづくりを目指すべきと考えております。具体的には、緑、水、空気、生き物といった自然資本を再生させ、うまく社会資本と組み合わせたまちづくりが

環境省では、このような骨太の発想のもとで、環境に配慮したまちづくりを行つていくために、都市内の風の通り道を確保したり、都市緑地の冷熱、冷気の活用によりますヒートアイランド対策、地球温暖化対策の観点からのコンパクトなまちづくりなどにつきまして、審議会などで検討を重ねているところでございます。

こういった対策につきましては、京都議定書目標達成計画にも省CO₂型の都市づくりとして位置づけられておるところでございまして、今後は、関係省庁とも連携しながら、それぞれの施策で具体化を図つてまいりたいと考えております。

以上です。(拍手)

〔国務大臣中川昭一君登壇〕

○国務大臣(中川昭一君) 小宮山議員にお答えいたします。

まず、大型店舗の出店が都市近郊農業に与える影響についてであります。都市近郊農業は、新鮮な農産物の供給のみならず、子供を含めた情操の育成など多面的な役割を果たしておりますが、その振興のために、優良な農地を良好な状態で確保していくことが重要であると考えております。

一方、都市近郊における大型店舗等の立地については、狭小な国土の我が国において、非農業的土地需要に対しても適切に対応する必要があることから、優良農地の確保を基本とし、周辺の農業生産に支障が生じないよう留意しつつ、農地の転用を認めてきているところであります。

今後とも、農地転用許可制度の適切な運用等を通じ、都市近郊農業の振興、優良農地の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、都市計画法改正法案に対する見解でございますけれども、今回の都市計画法の改正は、都市近郊部への大規模集客施設や公共公益施設の立地を抑制し、中心市街地の活性化を促すものと承知しております。

農林水産省としては、今回の見直しに合わせ、

農業振興地域制度及び農地転用許可制度の適正かつ厳格な運用を図るとともに、公共施設の整備のための農地転用を行うに当たり、農業上の土地利用との調整の徹底に努めることとし、これらを通じ、優良農地を確保しつつ、中心市街地の活性化にも寄与してまいりたいと考えております。

(拍手)

○副議長(横路孝弘君) 高木陽介君。

〔高木陽介君登壇〕
○高木陽介君 公明党の高木陽介でございます。

ただいま議題となりました中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一體的推進に関する法律の一部を改正する等の法律案、都市の秩序ある整備を図るために、公明党を代表いたしまして、質問をさせていただきます。(拍手)

我が国の都市をめぐる社会状況は大きく変化しており、特に中心部においては、近年、人口が減少し、店舎や病院、文化施設等、公共公益施設が郊外へ移転し、さらに、モーテルリゾーネンの進展により、ショッピングセンターなどの商業施設の郊外立地と大型化も進み、空洞化が顕著となつております。

そのような状況の中、平成十年、中心市街地活性化法、大規模小売店舗立地法、改正都市計画法の、いわゆるまちづくり三法が制定され、中心市街地の活性化を軸にしながら、まちづくりに取り組んでまいりました。

しかしながら、中心市街地においては、その後も居住人口減少に歯どめがかからず、空き店舗も増加、小売販売額のシェアも一貫して低下していることに見られるように、残念ながら、当時期待していた施策の効果は上がらず、各地の中心市街地は疲弊し、空洞化が一層深刻化しているのが現状であります。

一方、人口減少・超高齢社会を迎える今、これまでのように都市機能が無秩序に拡散し続けるこ

とにより、さまざまな問題が生じてまいります。空洞化した市街地では、コミュニティが希薄となり、コミュニティが持つ公共的機能の維持が困難になること、集積のメリットが失われることに伴い、インフラ機能や公共サービスの提供の効率が低下すること、車社会の進展で、自動車を利用しない、いや、できない高齢者にとって、生活の利便性が低下することなどの問題が指摘されております。

この現状を踏まえ、公明党では、昨年四月に、まちづくり三法見直し検討プロジェクトチームを設置いたしました。プロジェクトチームでは、歩いて暮らせるまちづくりの実現に向け、中心市街地の活性化や、まちづくりのあり方について精力的に検討を行つてまいりました。昨年六月には、町中に都市機能を集積、誘導する振興方策と、広域的な判断をしながら都市機能の適正立地を図るために、方策の双方が必要であるという基本的な考え方方に基づいて、中間報告を取りまとめたところです。

その後、公明党中央間報告の内容等を踏まえ、まちづくり三法の見直しの具体案について関係省庁等において検討が進められ、都市計画法と中心市街地活性化法の改正案が提出されたことは評価したいと思います。

そこで、今回の法案につきまして、順次質問させていただきます。

まず、人口減少・超高齢社会を踏まえた今後のまちづくりの方針に関する基本認識についてであります。

まちづくりのあり方に關する基本認識についてであります。

そもそも都市計画法は、その目的に「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」とあります。つまり、今回の改正は、地域の実情に即し、一体的にまちづくりを促進していくという本來的な枠組みを再構築するものであるととらえるべきです。

そこで、コンパクトシティを実現するため

本的な理念、哲学としては、自宅から徒歩、公共交通機関などで行ける範囲に医、職、遊などの日常生活の諸機能が集約され、だれもが安心、快適に歩いて暮らせるコンパクトシティ、歩いて暮らせるまちづくりを進めることが重要であると考

えます。

このように、二十一世紀のまちづくりという視点からまちづくり三法の見直しが必要であると考えますが、人口減少・超高齢社会におけるまちづくりのあり方として、コンパクトシティ、歩いて暮らせるまちづくりについてどのようにお考えなのか、国土交通大臣の御所見をお伺いしたいと存じます。

今回の都市計画法の改正では、だれもが安心、快適に歩いて暮らせるコンパクトシティを進めるために、広域的に都市構造に影響を及ぼす大規模集客施設の立地可能な用途地域を見直すことにしております。これに対しまして、大型店をねらい撃ちにした商業規制で、消費者の不利益につながるとの批判も聞かれます。しかしながら、コンパクトシティは、高齢者を含む多くの国民にとって優しいまちづくりであり、大規模集客施設の立地についての見直しは、このような二十一世紀のまちづくりを先取りするものであつて、大型店に対する商業規制といった一面的なとらえ方にではなく、暮らし方などに無秩序に拡散することのないよう、都市計画のコントロールを及ぼす必要があると考えますが、今回の改正では、公共公益施設の支援措置により中心市街地に誘致するだけではなく、郊外などに公共公益施設も中心市街地に集積することが望ましいと考えます。そのためには、公共公益施設を

支援措置により中心市街地に誘致するだけではなく、郊外などに無秩序に拡散することのないよう、都市計画のコントロールを及ぼす必要があると考えますが、今回の改正では、公共公益施設の立地に関してどのような措置を講じるかについて、国土交通大臣の御所見を伺いたいと存じます。

続いて、公共公益施設の町中への集約についてお尋ねいたします。

コンパクトシティ、歩いて暮らせるまちづくりを進めるに当たっては、大規模集客施設のみならず、人々の生活に必要な病院や文化施設など、公共公益施設も中心市街地に集積することが望ましいと考えます。そのためには、公共公益施設を

そもそも都市計画法は、その目的に「都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もつて国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与する」とあります。つまり、今回の改正は、地域の実情に即し、一体的にまちづくりを促進していくという本來的な枠組みを再構築するものであるととらえるべきです。

そこで、コンパクトシティを実現するため

に、都市計画がどのような役割を果たしていくべきとお考えか、また、それが今回の都市計画法の改正にどのように反映されているのか、国土交通大臣に伺いたいと思います。

また、今回の中心市街地活性化策の内容は、住宅整備を含むインフラの整備と商業機能が軸となつております。しかし、町のにぎわいを取り戻すには幅広い視点が必要ではないでしょうか。地

官 報 (号外)

域の実情に応じて、医療や福祉、文化、歴史、教育など、多種多様な要素を組み込んでこそ、本まちづくりが達成されると思われます。内閣に設置される中心市街地活性化推進本部が、まさに各省庁にまたがる多様な政策のツールを整備すべきと考えますが、経済産業大臣の御所見を伺いたいと思います。

次に、中心市街地活性化法では、基本計画の整理大臣認定制度を打ち出して、法律、税制の特例や補助事業の重点実施など、まさに選択と集中の仕組みの導入が図られます。しかし、これによって地域格差がますます拡大してしまうことに対する懸念も指摘をされております。この点について経済産業大臣はどのようにお考えか。また、この認定制度によって、既存の基本計画をどのように扱われるつもりなのか。また、中心市街地活性化協議会の構成メンバーをどのように考えておられるのか。地元の住民の参加問題も含め、経済産業大臣に伺いたいと思います。

中心市街地の活性化の核は、やはり商業の活性化であります。中心市街地は、町の顔であるとともに、地域コミュニティの場でもあり、今後高齢化が進む中、歩いて買い物ができる、必要なものが手に入るということは重要なことであると考えますが、肝心の商店がなければ意味がなく、商店があつても、必要なものが手に入らなければ意味がありません。今回の改正により中心市街地の商業活性化を図り、町にぎわいを回復することができるのでしょうか。経済産業大臣の御所見をお伺いいたします。

今回のまちづくり三法の見直しを通じ、今後新たなまちづくりの構築を期待いたしまして、質問を終わりたいと思います。(拍手)

〔国務大臣北側一雄君登壇〕

○國務大臣(北側一雄君) 高木議員にお答え申し上げます。

人口減少・超高齢社会におけるコンパクトシティー、歩いて暮らせるまちづくりについてお尋ねがございました。

ねがございました。

国土交通省といたしましては、人口減少・超高齢社会のもとで、高齢者を初め多くの人にとって暮らしやすい町となるよう、都市機能の無秩序な拡散に歯止めをかけ、都市の既存ストックを有効活用し、さまざまな機能がコンパクトに凝縮したことによって暮らせるまちづくりを推進することが必要と考えております。

このため、まちづくり三法の見直しに当たりまして、中心市街地活性化法、都市計画法等の改正を行い、都市機能の適正立地と中心市街地の振興を図ることにより、コンパクトなまちづくりが実現できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

コンパクトシティーにおける都市計画の役割についてお尋ねがございました。人口減少・超高齢社会にふさわしいコンパクトシティーを進めるためには、都市計画を活用し、大規模集客施設等の都市機能の無秩序な拡散を防止することが必要と考えます。

このため、今回の改正では、大規模集客施設について、商業地域等を除き、その立地を一たん制限し、立地に当たっては都市計画手続を経させる

ことで、地域の判断を反映した適正な立地を図ることとしておりります。

一万平米未満の専門店が林立することによる影響についてお尋ねがございました。

今回の改正では、床面積が一万平米を超える店舗等は、広域から集客し、都市構造やインフラに大きな影響を及ぼすおそれがあることから、これらを規制することとしております。

こうした規制に加え、中心市街地活性化法による支援策等によって、中心市街地の活性化を図り、その魅力を高めることで、人の流れを郊外から中心市街地に呼び込むべきであると考えております。

公共公益施設の立地に関する措置についてお尋ねがございました。

病院等の公共公益施設は、これまで開発許可が不要とされていたため、市街地調整区域等の郊外へ移転する事態が多数出現しております。

コンパクトで歩いて暮らせるまちづくりを進めるために、これらの公共公益施設が多くの人にとって便利な場所に立地するよう、まちづくりの観点からその適否を判断する必要があります。このため、今回の改正では、これらの施設を開発許可の対象とすることとしております。(拍手)

〔国務大臣(北側一雄君登壇)〕

○國務大臣(北側一雄君) 高木陽介議員にお答えをいたします。

中心市街地の生活拠点としての魅力回復についてのお尋ねがありますが、中心市街地の生活拠点としての魅力回復を進め、コンパクトでございふれるまちづくりを推進するためには、商業等の活性化に加え、公共施設等の市街地集積や町中の居住の推進など、多様な取り組みを総合的に実施してまいります。

この観点から、各種の施策を総合的かつ効率的に進めていくために、国土交通省を初めとする関係省庁と連携して中心市街地活性化法案を提出し、政府を挙げて対応してまいりたところであります。

市町村が、現行法に基づき作成した基本計画について、新たに策定される基本方針に基づき見直しを行い、地域の方々の意欲を反映した実効性の高い基本計画を改めて作成し、認定の申請を行っていただきたいと考えております。

また、本法案で新たに設ける中心市街地活性化協議会については、商工会及び商工会議所や中心市街地整備推進機構が中心となり、商業者、開発事業者、地権者を含め、幅広い関係者が参画することを期待しております。

中心市街地活性化本部の役割についてのお尋ねでありましたが、御指摘のように、単にインフラの整備と商業の活性化を進めるのみでは町の魅力は回復いたしません。医療や福祉、教育などの公共的な機能の集積など、多種多様な取り組みを総合的に進めることが重要であります。

本法案で内閣に新たに設置されることとなる中心市街地活性化本部は、政府を挙げて中心市街地の活性化を総合的かつ効率的に推進するため、多

様な政策ツールについて調整機能を担うものであります。

選択と集中による地域格差拡大の懸念についてのお尋ねがありました。

内閣總理大臣による基本計画の認定制度を設け

ることにより、まさに選択と集中を行い、これま

での非効率な支援を是正し、認定された基本計画に支援を重点化することとしたいと考えております。

これにより、効果的かつ効率的な支援が中心市街地において実施され、活性化が果たされれば、その地域のみならず、その取り組みが広く普及さ

れ、多くの地域の活性化にも貢献するものと認識しております。

既存の基本計画の取り扱い及び中心市街地活性化協議会の構成員についてのお尋ねがありま

す。

街地において実施され、活性化が果たされれば、

その地域のみならず、その取り組みが広く普及さ

れ、多くの地域の活性化にも貢献するものと認識しております。

選択と集中による地域格差拡大の懸念について

の観点からその適否を判断する必要があります。このため、今回の改正では、これらの施設を開発許可の対象とすることとしております。

病院等の公共公益施設は、これまで開発許可が不要とされていたため、市街地調整区域等の郊外へ移転する事態が多数出現しております。

コンパクトで歩いて暮らせるまちづくりを進めるために、これらの公共公益施設が多くの人にとって便利な場所に立地するよう、まちづくりの観点からその適否を判断する必要があります。

このため、今回の改正では、これらの施設を開発許可の対象とすることとしております。(拍手)

〔国務大臣(北側一雄君登壇)〕

○國務大臣(北側一雄君) 高木陽介議員にお答えをいたします。

中心市街地における商業は、人々が集い、語り合い、ともに助け合う、また、お互いにそこに住む人たちがコミュニティとしてのにぎわいを創造するための重要な存在であると認識をいたしております。

そのためには、まず商業者の方々自身が奮起していただくことが重要であります。経済産業省としては、選択と集中という観点から、改正

後の中心市街地活性化法に基づき、地元商業者の方々の意欲的な取り組みについて重点的かつ効率的な支援を行い、町のにぎわいを回復するよう懸命の努力をいたしたいと考えております。

○副議長（横路孝弘君） これにて質疑は終了いたしました。

○副議長（横路孝弘君） 本日は、これにて散会いたします。

午後三時一分散会

午後二時一分散会

出席國務大臣

二務大臣

官 報 (号 外)

<p>（議案送付）</p> <p>一、去る十四日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。</p> <p>独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律案</p>	<p>（議案提出）</p> <p>一、去る十四日、委員長から提出した議案は次のとおりである。</p> <p>執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案 （法務委員長提出）</p>	<p>（議案受領）</p> <p>一、去る十四日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。</p> <p>公職選挙法の一部を改正する法律案</p>	<p>（議案付託）</p> <p>一、去る十四日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>放送法第三十七条第二項の規定に基づき、承認を求める件（内閣提出、承認第一号）</p>	<p>（議案付託）</p> <p>一、昨十五日、委員会に付託された議案は次のとおりである。</p> <p>地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出第四一号）</p>	<p>（議案付託）</p> <p>一、去る十四日、参議院に付託した環境委員会の付託</p>
<p>厚生労働委員会</p>	<p>（議案送付）</p>	<p>（議案提出）</p>	<p>（議案受領）</p>	<p>（議案付託）</p>	<p>（議案付託）</p>
<p>（議案送付）</p>	<p>（議案提出）</p>	<p>（議案受領）</p>	<p>（議案付託）</p>	<p>（議案付託）</p>	<p>（議案付託）</p>
<p>（議案送付）</p>	<p>（議案提出）</p>	<p>（議案受領）</p>	<p>（議案付託）</p>	<p>（議案付託）</p>	<p>（議案付託）</p>

一、 昨十五日、予備審査のため次の本院議員提出
案を參議院に送付した。
執行猶予者保護觀察法の一部を改正する法律案
(法務委員長提出)
(質問書提出)

衆議院議員鈴木宗男君提出口シア外務省の対日
関係についての声明に関する再質問に対する答
弁書

内閣衆質一六四第一二三号
平成十八年三月十四日

内閣文書一六四第一二二号
平成十八年三月十四日

衆議院議長 河野洋平殿 内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省職員と政党の
関係に関する再質問に対する答弁書
衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の飲
酒対人交通事故に関する第三回質問に対する答

定義に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

平成十八年三月三日提出
質問 第一一二二号

衆議院議員鈴木宗男君提出インテリジェンスの定義に関する質問に対する答弁書
及び二について

インテリジェンスの定義に関する質問主意書

知英知 知性 理解力 情報 知的に加工
集約された情報等を意味するものと承知して
る。諜報とは、一般に、秘匿されている情報

一 インテリジェンスの定義如何。

三について
入手して知らせること又はその知らせを意味するものと承知している。

において、平成十六年五月六日に発生した在上海総領事館員自殺事件に関する答弁で、政府参考人（塩尻孝二郎外務省官房長）は「インテリジエ

四及び五について
の英語の名称にある。

ンスの問題にかかわりますので御答弁を差し控えさせていただきたいと思います。」と述べ、政府参考人(佐々江賛一郎アジア大洋州局長)は

外務省が行っている情報の収集の内容等について具体的に述べることは、対外的な関係について我が国が不利益を被るおそれがあるため

「この問題というの、諜報の世界、諜報の問題が鋭く関与をしております。」並びに「本件は

答弁を差し控えたい。

インテリジェンスにかかるということで御解願います。」と述べているところ、政府は諜報とインテリジェンスは意味内容を同じくすると

平成十八年三月三日提出
質問第一二三号

三 外務省組織の公式の英語名称でインテリジエ
考へてゐるのか。

優遇措置に関する再質問主意書

四 外務省はインテリジェンスに従事している
ノス (Intelligence) を付したものがあるか。あるとすればどうか。

外務省在外職員に対する国内民間企業か
の優遇措置に関する再質問主意書

五 外務省は諜報に従事しているか。
右質問する。

標記案件については、既に平成十八年(二月)二十日に質問主意書を提出し、内閣から同年同月二十八日に答弁書を受領した(以下、「前回答弁書」という)。その結果を踏まえ、更に追加質問する

一 外務省在外職員に関して、割引に特命全権大使・公使(宿泊数の制限なし)、その他の在外職員(宿泊数、一週間以内)との条件をつけ、その上で特別価格で宿泊を提供している都市ホテルがあるか。

二 外務省在外職員に対して、その身分を事前に告げ、予約することで五十パーセントの割引率を定めているホテルがあるか。

三 一、二の外務省在外職員のためのホテルの割引料金について、その予約方法や割引率について外務省が作成した文書が存在するか。

四 「前回答弁書」において、「一般論として申し上げれば、ホテルから提供されるサービスが大口の顧客等に対し広く一般に提供されている場合には、そのサービスについては、国家公務員倫理法(平成十一年法律第二百二十九号)第六条第一項に規定する贈与等には当たらないと解されており、同項に規定する贈与等報告書を提出する必要はない。」と答弁しているところ、一、二の如く、外務省在外職員にその対象を限定したり、その中で特命全権大使・公使に別枠を設けるなど限定された者を対象に、五十パーセントというような大幅な割引率が定められたものについても贈与等に当たらないと解するか。右質問する。

内閣衆質一六四第一二三号
平成十八年三月十四日

内閣総理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野洋平殿

衆議院議員 鈴木宗男君提出外務省在外職員に対する国内民間企業からの優遇措置に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員に対する国内民間企業からの優遇措置に関する再質問に対する答弁書

一から三までについて
外務省として、御指摘のホテルがあるとは承知していない。

四について
お尋ねは、仮定の問題であり、また、具体的な事情が明らかでないため、外務省として、一概にお答えすることは困難である。

平成十八年三月三日提出
質問 第一二四号

電気用品安全法に関する質問主意書

提出者 川内 博史

あると評価せざるを得ない。
以上の認識に基づき、本法の問題点と関係府省に対する伝達と関係事業者及び一般国民への周知徹底、本法施行前に製造された電気用品の新制度下における取り扱いを中心に、以下質問する。
一 古物商等を本法における「製造事業者」とすることに関する問題点について
1) 経済産業省のホームページ上に掲載されている「経過措置の終了に伴う電気用品の取扱いに関する説明」(以下「経済産業省の説明」という。)されているところでは、古物商等が本法における「製造事業者」の届出を行なうに際して、PSEマークを付することは可能とされているが、当該行為を「製造」とする理由は何か。具体的にどの行為を「製造」とするのか。政府の見解を求める。

2) 本法の施行によって、古物商等が本法施行以前に製造された電気用品を販売しようとする時に、なぜ「製造事業者」の届出等をしなければならないのか。明確な理由について答弁を求める。

3) 技術についての知識も経験もない古物商等が、個別電気用品の技術基準の適合をどのようにして確認できると考えているのか。政府の見解を求める。またそのような「安全性」のレベルで問題ないと考えていいのか。答弁を求める。

4) 経済産業省の説明においては「また、製品によっては新たに電気用品安全法に基づく表示を付す行為について商標権等の権利者等に承諾を得る等、関連する他の法律

(不正競争防止法、商標法等)への対応が必要となる可能性があります。」と記載されているが、これは古物商等によるどのような「製造」行為が、法律上は当該電気用品の製造事業者(以下「メーカー」という。)が過去に生産した商品の模倣品ないしコピー商品の製造に該当すると政府が認識していることを意味するのか。具体的な事例を挙げて、明確に政府の見解を示されたい。

5) 当該権利者が古物商等による「製造」の承諾を拒否した場合はどうなるのか。本法施行以後のPSEマークが表示されている電気用品の古物においては、新たに電気的加工等を行なう限りにおいては平成九年七月一日の最高裁判所第三小法廷判決に基づいて権利の消滅が認められ、権利者等に承諾を得る手続は不要であると考えられるが、当該古物においてのみ係る取り扱いを古物商等に強制すべき理由が有るとすれば、その理由は何か。政府の見解を求める。また、経済産業省はメーカーやその事業者団体に対して、本法の施行に当たり係る承諾を円滑に実施するよう指導を行ったのか。答弁を求める。

6) 古物商等が本法における「自主検査」等を行うことを以て「製造」とする場合、メーカーが古物商等による当該電気用品の「製造」行為に對して特許権・意匠権・商標権等の侵害を主張する恐れが否定できないと考えられるが、古物商等が一方的に訴訟のリスクを強いられることについて、政府の見解を求める。経済産業省のホームページにおいて、このような方法を古物商等に示すことが結果的に古物商

等に不利益を与えるリスクについて、政府は責任を負えるのか。答弁を求める。

7) の1 古物商等による自主検査に基づきPSEマークが付された商品による損害が発生した場合、製造物責任法(平成六年法律第八十五号)上の責任者は、本来の「製造事業者」たるメーカーと本法における「製造事業者」たるPSEマークを付した古物商等のどちらが負うのか。答弁を求める。

7) の2 製造物責任法第五条における時効は「製造業者等が当該製造物を引き渡した時から十年」と定められているが、本年四月一日以降、「製造事業者」としての届出を行つた古物商等が、本法施行前の平成八年から平成十二年にかけて製造された電気用品にPSEマークを付した場合、その「時効」の起算点はどうの時点からになるのか。答弁を求める。

8) 以上のように、古物商等が本法における検査等を実施してPSEマークを付する行為を以て「製造」とすることは、古物商等に對して訴訟リスクなど一方的に不利益を強いるものであり、結果的に廃棄物の増加など極めて大きな弊害をもたらすことが避けられないと考えられるが、政府の見解を求める。

二 経過措置期間における国民への周知徹底の不足と今後の対応について

- 1) 本法第三条の「電気用品の製造又は輸入の事業を行う者」には同第二十七条「電気用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者」と異なり「販売の事業を行う者」について明文化されておらず、立法時には古物商等が本法第三条に定める「届出事業者」の申請を行うことは想

定していなかつたものと考えられるが、政府の見解を求める。また、平成十一年の本法制定時における衆参の国会審議の中で、古物商等の行う販売についての議論はあったのか。

古物商等の販売について議論はあったのか。古物商等の団体に対する意見聴取は行つたのか。答弁を求める。

2) アイシエア社が本年二月二十一日から三日間実施したアンケート調査では、約六十五パーセントの回答者が本法の存在を知らないと回答しており、経済産業省の告知が十分なものであったか否かについての設問では「不十分」との回答が八十一パーセントにのぼったと報じている。経済産業省は、平成十一年の本法成立より本年三月三十一日の一部経過措置終了までの間、新制度の施行に關して一般国民に對してどのような方法により周知徹底を図つて来たのか。詳細な答弁を求める。

3) 関係事業者に對して周知徹底を図る目的で配布したパンフレット「販売事業者の皆さん、電気用品の表示が変わりました。電気用品取締法から電気用品安全法へ」において「経過措置が過ぎて旧表示の製品を販売した場合は、適正表示がなされていない電気用品と見なされ、電気用品安全法の罰則が適用されることがありますのでご注意下さい。」とし

か記載されておらず、当該電気用品を本法の経過措置終了後に引き続き販売する方法について一切の説明を行わなかつた理由は何か。

また、本法の経過措置終了後に当該電気用品を引き続き販売する方法についての周知徹底

が不足していたことが、現在生じている当事者の不安や混乱に繋がっていることは認めるのか。答弁を求める。

4) の1 本年三月一日の衆議院予算委員会第七分科会における質疑では、警察庁に対して各都道府県警を通じた古物商及びその関係団体に對する周知徹底を本年二月十五日に経済産業省より要請した旨が政府参考人より答弁されたものと承知しているが、平成十三年四月一日の本法施行時、速やかに警察庁に對して係る要請を行わなかつた理由は何か。答弁を求める。

4) の2 本法の対象たる電気用品には農林水産省の所管に係る農業又は漁業に關係する事業者がその業務を遂行するうえで使用する製品も含まれているが、農林水産省から当該事業者及びその関係団体に對して本法の経過措置終了についての周知徹底は図られているのか。また、経済産業省より農林水産省に對して周知徹底の要請は行われているのか。行われていた場合、その要請を行つた年月日はいつか答弁を求める。

4) の3 同様に、本法の対象たる電気用品には厚生労働省の所管に係る電動式の健康器具及び美容器具も含まれているが、厚生労働省から当該事業者及びその関係団体に對して本法の経過措置終了についての周知徹底は図ら

れているのか。また、経済産業省より厚生労働省に對して周知徹底の要請は行われているのか。行わされている場合、その要請を行つた年月日はいつか。答弁を求める。

5) 以上のように、本法は適用対象とされる範

囲が極めて広く国民の生活に多大な影響を及ぼし得る法律であるにも関わらず、本法を所管する経済産業省がその周知徹底を図つて来た範囲がごく一部に留まつたうえ、その分量も不十分極まりないものである為に、古物商等及び一般消費者を中心とした混乱が拡大することは厳然たる事実であると考えられるが、この点についての政府の見解を求める。

三 事業者の在庫又は現在も使用されている当該電気用品の税法上の扱いと今後の対応について

1) 財務省は、本法の経過措置終了に伴う当該電気用品の税法上の扱いについて経済産業省と協議を行い、決定しているのか。決定している場合、その時期と内容について答弁を求める。また、その決定内容について全国の税務署への通達及び各地の税理士会等の関係団体に連絡を行つて、周知を図つているのか。周知を図つている場合、それはどのようない方法をどの程度の頻度で行つているのか。

2) の1 本法の経過措置終了に伴い、現在も販売事業者が有する当該電気用品の在庫は、本年四月一日以降は税法上の資産価値が減失したものとして査定されるのか。また、その場合に発生する処分費用は損金として処理できるのか。答弁を求める。

2) の2 販売事業者が当該電気用品の在庫に對して本法に定める検査を実施し、PSEマークを付した場合、その手続に係る費用は必要経費として処理できるのか。答弁を求め

る。

3) 一般家庭ないし一般的の事業者が日常ないし

業務に当たつて使用している当該電気用品は、本年四月一日以降は税法上の資産価値が滅失したものとして査定されるのか。事業者の場合、当該電気用品の処分ないし買い換え費用は損金ないし必要経費として処理できるのか。答弁を求める。

4) 前記のいずれも認められない場合、事業者が本法の施行によって一方的に損害を被ることになるものと考えられるが、このことについての政府の見解を求める。

5) 例えば、本法の対象とされている装飾用電灯器具等には美術品・アンティーク類としての商品価値が高い物も存在するが、そうした装飾用電灯器具等の日本国内における税法上の資産価値が本年三月三十一日を以て滅失すると仮定した場合、脱税などに悪用される恐れが生じるのではないか。また、当該装飾用電灯器具等にPSEマークを付することにより美術品・アンティーク類としての商品価値が遞減する可能性も考えられるが、この点についての政府の見解を求める。

6) 本法の対象とされている装飾用電灯器具等には、専らアンティーク類としての商業的価値を有する物もあるが、これらは現存する数も少なく、中には本法に定める適合性検査に耐えられない物も存在するとされている。然るに、こうしたアンティーク類の価値は本法に定める「電気用品」としての価値ではなく「美術品・装飾品」としての価値が主であり、その流通に関して本法の規制を一律に適用せず、電気用品ではない一般の古物として取引することも現行法上は可能ではないかと考えられるが、このことについての政府の見解を求める。

7) 本法の対象とされている電子楽器類(電気楽器・電子楽器・その他の音響機器など)や映写機・テープレコード・ビデオテープレコーダー・レコードプレーヤーなどの録音・録画及び再生機器電子応用遊戯器具などは、いずれも我が国における近現代の文化史上、極めて大きな意義を有する品々であり、本法の施行に伴いそれらの貴重な品々が廃棄さ

れ、入手が著しく困難となることに対しても各方面から深い憂慮が示されているところであるが、そもそも古代から近世にかけて建築され、今まで伝わる建築物が現行の建築基準法(平成十年法律第二百号)に適合していないのか。答弁を求める。

8) 前記の全てが取り壊されることがあると言つてその全てが取り壊されることが有り得ないのと同様、これらの電気用品に関してもその「文化的側面」を重視すべきであり、これらの電気用品を本法第二十七条第二項第一号における「特定の用途に使用される電気用品」と解し、当該条項に基づく経済産業大臣の承認を古物商等やその事業者団体に与えるなどの方法で対応することは現行法上も可能ではないかと考えられるが、この点についての政府の見解を求める。

9) 本法の対象とされている装飾用電灯器具等には、専らアンティーク類としての商業的価値を有する物もあるが、これらは現存する数も少なく、中には本法に定める適合性検査に耐えられない物も存在するとされている。然るに、こうしたアンティーク類の価値は本法に定める「電気用品」としての価値ではなく「美術品・装飾品」としての価値が主であり、その流通に関して本法の規制を一律に適用せず、電気用品ではない一般の古物として取引することも現行法上は可能ではないかと考えられるが、このことについての政府の見解を求める。

10) 本法の経過措置の一部終了まで既に一ヶ月を切っているが、経済産業省は一般国民及び古物商等に対する明確な運用上のガイドラインを残された短期間に作成し、公表する等の対応を準備しているのか。答弁を求める。

11) また、四月一日の施行までに明確な運用上のガイドラインを提示することが不可能な場合は、経過措置終了を電線類・小型交流電動機類の経過措置終了が予定されている二年後程度まで延期し、その間に改めて古物商等に対する規定を新たに設けるか、あるいは、一般国民に対する明確な運用上のガイドライン

在、一般国民の間で大きな混乱を招いているが、その理由の一つには「貴重な文化的所産の散失」に対する一般国民の重大な懸念が挙げられる。今後、本法を運用するに当たつては「産業遺産」の保護と継承を阻害しないこと

が求められると考えられるが、政府の見解を求める。

12) 環境省は、経済産業省との協議において本法の経過措置終了に伴い廃棄物が急激に増加し、当該電気用品が大量に不法投棄される事態も懸念される中、具体的にどのような対策を取ることを決定しているのか。答弁を求める。

13) また、環境省は地方自治体の関係部署に対しては本法の施行に伴う不法投棄等が増加する恐れについて周知を行い、対策を促しているのか。答弁を求める。

14) 経過措置の一部終了を迎えるに当たつてのガイドライン作成について

15) 本法の経過措置の一部終了まで既に一ヶ月を切っているが、経済産業省は一般国民及び古物商等に対する明確な運用上のガイドラインを残された短期間に作成し、公表する等の対応を準備しているのか。答弁を求める。

16) 内閣質一六四第一二四号
内閣總理大臣 小泉純一郎
衆議院議員川内博史君提出電気用品安全法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。
〔別紙〕

17) 本法の施行までに明確な運用上のガイドラインを提示することが不可能な場合は、経過措置終了を電線類・小型交流電動機類の経過措置終了が予定されている二年後程度まで延期し、その間に改めて古物商等に対する規定を新たに設けるか、あるいは、一般国民に対する明確な運用上のガイドライン

を作つてその周知徹底を図るべきではないのか。答弁を求める。

18) 本法の施行に伴うインターネットオークションの監視体制構築等について
19) 一部報道によると、経済産業省は本法の経過措置の一部終了に伴いインターネットオークションを個別に監視する体制を構築すると細、当該業務に当たる人員数について提示されたい。

20) インターネットオークションに当該電気用品を出品している個人と、特定商取引に関する法律(昭和五十一年法律第五十七号)における個人事業者(平成十八年一月三十日付経済産業大臣通達による。)を区別する基準は何ですか。答弁を求める。

21) 産業大臣通達による個人事業者(平成十八年一月三十日付経済産業大臣通達による個人事業者(平成十八年一月三十日付経済産業大臣通達による。)を区別する基準は何ですか。答弁を求める。

22) 内閣總理大臣 小泉純一郎
衆議院議員川内博史君提出電気用品安全法に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

23) 本法の施行までに明確な運用上のガイドラインを提示することが不可能な場合は、経過措置終了を電線類・小型交流電動機類の経過措置終了が予定されている二年後程度まで延期し、その間に改めて古物商等に対する規定を新たに設けるか、あるいは、一般国民に対する明確な運用上のガイドライン

24) 電子樂器類やアンティーク類など、現行の商品では代替性の効かない電気用品の取り扱いについての政府の見解を求める。

25) 本法の対象とされている電子樂器類(電気樂器・電子樂器・その他の音響機器など)や映写機・テープレコード・ビデオテープレコーダー・レコードプレーヤーなどの録音・録画及び再生機器電子応用遊戯器具などは、いずれも我が国における近現代の文化史上、極めて大きな意義を有する品々であり、本法の施行に伴いそれらの貴重な品々が廃棄さ

れた貴重な「産業遺産」も含まれる当該電気用品に対して、新制度の基準に適合しないとの理由のみを以て一律に規制を適用する運用は現行法上は可能ではないかと考えられるが、このことについての政府の見解を求める。

26) そもそも、我が国の商工業発展を支えて来た貴重な「産業遺産」も含まれる当該電気用品に対する明確な運用上のガイドライン

27) 本法の施行までに明確な運用上のガイドラインを提示することが不可能な場合は、経過措置終了を電線類・小型交流電動機類の経過措置終了が予定されている二年後程度まで延期し、その間に改めて古物商等に対する規定を新たに設けるか、あるいは、一般国民に対する明確な運用上のガイドライン

官 報 (号 外)

十四号。以下「法」という。の規定上、「古物商等が本法施行以前に製造された電気用品を販売しようとする時」に、「製造事業者」の届出等をしなければならない」とはされていないが、法第四条の届出事業者であれば、届出に係る型式をいう。以下同じ。)を製造し、又は輸入する場合においては、法第八条に規定する技術基準に適合するようにする義務が生じる。

の(4)について

法第十条第一項の規定により表示を電気用品に新たに付する行為自体が、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)上又は不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)上の問題を生じさせることは通常想定されないが、他方、例えば、登録商標が付された商品について、元の商品との同一性を失わせる改造を行った上で、当該登録商標を付したまま販売する場合には、商標法上又は不正競争防止法上の問題が生じると考えられる。

の(5)及び(6)について

御指摘の「製造」の承諾の意味するところが必ずしも明らかではないが、例えば、登録商標が付された商品について、商標権者が許諾していないにもかかわらず、元の商品との同一性を失わせる改造を行った上で、当該登録商標を付したまま販売する場合には、商標法上又は不正競争防止法上の問題が生じると考えられる。

の(7)の1及び2について

法第十条第一項の規定により表示を電気用品に新たに付する行為自体が、商標法(昭和三十四年法律第二百二十七号)上又は不正競争防止法(平成五年法律第四十七号)上の問題を生じさせることは通常想定されないが、他方、例えば、登録商標が付された商品について、元の商品との同一性を失わせる改造を行った上で、当該登録商標を付したまま販売する場合には、商標法上又は不正競争防止法上の問題が生じると考えられる。

律第百二十五号)上又は商標法上の問題を生じさせることは通常想定されず、「古物商等が一方的に訴訟のリスクを強いられる」との御指摘は当たらないと考えている。

法第十条第一項の規定により表示を付した者が製造物責任法(平成六年法律第八十五号)第二条第三項の製造業者等に該当するかどうかについては、個別具体的な事例に即して判断されるべきものであり、一概には申し上げられない。

また、お尋ねの時効の起算点については、個別具体的な事例に即して判断されるべきものであり、一概には申し上げられない。

第十条第一項の規定により表示を付した者が製

造物責任法第二条第三項の製造業者等に該当する場合には、当該者が法第十条第一項の規定により表示を付した製造物を引き渡した時点が時効の起算点となる。

の(8)について

法第十条第一項の規定により表示を電気用品に新たに付する行為自体が、商標法上等の問題を生じさせることは通常想定されず、また、一の(7)の1及び2についてで述べたとおり、製造物責任法第二条第三項の製造業者等に該当するかどうかについては、個別具体的な事例に即して判断されるべきものであるなどから、「古物商等に対しても訴訟リスクなど一方的に不利益を強いるもの」との御指摘は当たらないと考えている。

電気用品の販売の事業を行う者には、法第二条の届出の義務は課されてない。

通商産業省関係の基準・認証制度等の整理及び合理化に関する法律(平成十一年法律第二百二十一号)以下「整理合理化法」という。の制定時における国会審議において、整理合理化法による改正前の電気用品取締法の規定により表示の付された電気用品の古物商等による販売についての議論が行われたとは承知していない。ま

た、整理合理化法の制定に向けた検討を行った産業構造審議会基準認証部会においても、現在保存されている資料を調査する限りにおいては、当該議論は行われておらず、古物商の団体に対する意見聴取は行われていない。なお、同部会における審議の過程においては、パブリック・コメントを実施した。

農林水産省から関係団体等に対しても、整理合理化法附則第五十条第一項の規定に基づく経過措置が一部の移行電気用品(整理合理化法附則第四十六条第一項に規定する移行電気用品をいう。以下同じ。)について平成十八年三月三十一日に終了すること(以下「経過措置終了」という。)についての周知は行っていない。

また、経済産業省から農林水産省に対して経過措置終了についての周知の要請は行っていない。

二の(4)の2について

農林水産省から関係団体等に対しても、整理合理化法附則第五十条第一項の規定に基づく経過措置が一部の移行電気用品(整理合理化法附則第四十六条第一項に規定する移行電気用品をいう。以下同じ。)について平成十八年三月三十一日に終了すること(以下「経過措置終了」という。)についての周知は行つてない。

また、経済産業省から農林水産省に対して経過措置終了についての周知の要請は行つてない。

二の(4)の3について

厚生労働省から関係団体等に対しても、経過措置終了についての周知は行つてない。

また、経済産業省から厚生労働省に対して経過措置終了についての周知の要請は行つてない。

二の(4)の3について

厚生労働省から関係団体等に対しても、経過措

行つてきたところである。

二の(4)の1について

整理合理化法の制定以降、経済産業省本省、地方経済産業局、国内登録検査機関、業界団体等が主体となり、講習会、セミナー等の場において、法の内容についての説明を実施するとともに、法の内容に関するパンフレットを配布するなど、広く周知を行つてきたところである。

また、経済産業省本省、地方経済産業局及び国内登録検査機関のホームページにおいて、法の内容等について周知を行つてきたところである。

二の(3)について

厚生労働省から関係団体等に対しても、経過措置終了についての周知は行つてない。

また、経済産業省から厚生労働省に対して経過措置終了についての周知の要請は行つてない。

二の(5)について

厚生労働省から関係団体等に対しても、経過措

二の(2)について

二の(2)についてで述べたとおり、経済産業省としては、これまで法の内容についての周知を行つてきたところであるが、今後とも、引き続き、より一層の周知に努めてまいりたい。

二の(1)について

財務省としては、御指摘のような協議及び決

定は行つてない。

三の(2)の1について

一般に、棚卸資産については、法人税法施行

令(昭和四十年政令第九十七号)第六十八条第一項第一号に掲げる事実又は所得税法施行令(昭和四十年政令第九十六号)第一百四条に掲げる事実が生じた場合には、法人税については法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第三十三条第二項の規定を、所得税については所得税法施行令(昭和四十年法律第三十三号)第三百四条第二項の規定を、それぞれ適用することができるが、その適用に当たっては、個別具体的な事例に即して、法令に照らして適切に行っていくこととなる。

三の(2)の2について

一般に、棚卸資産については、法人税法施行令第三十二条第一項第一号口に掲げる費用の額又は所得税法施行令第三十三条第一項第一号口に掲げる費用の額に該当する費用を支出した場合には、当該支出した費用の額が当該資産の取得価額に算入されることとなるが、その算入に当たっては、個別具体的な事例に即して、法令に照らして適切に行っていくこととなる。

三の(3)について

税法上、経過措置終了をもつて移行電気用品につき損失又は評価損が生じたものとして取り扱うような規定はない。

法人又は事業所得を生ずべき事業を営む個人が、その有する資産の除却をした場合には、当該除却により生じた損失の額は、法人税については、法人税法第二十二条第三項の規定により各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入され、所得税については、所得税法(昭和四十年法律第三十三号)第五十一条第一項の規定によりその者のその損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要

経費に算入される。

三の(4)について

御指摘の「前記のいづれも認められない場合、事業者が本法の施行によって一方的に損害を被ることになる」の意味するところが明らかでないため、お答えすることは困難である。

三の(5)について

御指摘の「脱税などに悪用される恐れ」がどのような事態を想定しているのか明らかでなく、お答えすることは困難である。

四の(1)について

商品価値が遞減する可能性」については、個別具体的な事例に即して判断されるべきものであり、一概にお答えすることは困難である。

四の(2)及び(3)について

法第二十七条第二項第一号の承認は、我が国における電気用品による危険及び障害の発生を防止する上で問題が生じないと判断される限定的な場合に与えるものである。

四の(2)及び(3)について

法は、電気用品による危険及び障害の発生を防止することを目的とするものであることから、法第二条第一項に規定する電気用品に該当するものについては、それがいわゆるアンティーク類又はいわゆる産業遺産であっても、法の規定の適用を受ける。

五の(1)及び(2)について

環境省としては、経過措置終了に伴う新たな対策は講じていない。なお、地方公共団体における廃棄物の不法投棄対策を促進するため、地方公共団体に対する情報提供、廃棄物の處理及清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三

十七号)第四条第三項の規定に基づく技術的援助等を従来から行ってきたところである。

六の(1)及び(2)について

経済産業省としては、現在、国民に対し、法の運用に係る考え方等の周知徹底を図っているところであるが、今後とも、より一層具体的な情報の提供に努めてまいりたい。

七の(1)について

経済産業省としては、御指摘の「本法の経過措置の一部終了に伴いインターネットオークションを監視する体制を構築する」との決定をした事実はない。

七の(2)について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、例えば、個人が、当該個人の用に供するために購入した製品を、必要がなくなった等の理由で他人に販売する場合は、事業者としての行為ではないと考えられる。

右質問する。

二

「前回答弁書」で日本語仮訳を付した二〇〇六年二月二十二日付ロシア外務省の声明の内容について、政府はどのような評価をしているか。また、この声明に対して政府はどのような対応をしたか。

内閣衆質一六四第一二五号

平成十八年三月十四日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省の対日関係についての声明に関する再質問に対する答弁書

提出者 鈴木 宗男

ロシア外務省の対日関係についての声明に

関する再質問主意書

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省の

対日関係についての声明に関する再質問に

対する答弁書

〔別紙〕

標記案件については、既に平成十八年二月二十

日に質問主意書を提出し、内閣から同年三月三

日に答弁書を受領した(以下、「前回答弁書」とい

う)。その結果を踏まえ、更に追加質問する。

「前回答弁書」では、「平成十八年二月二十一

事例は、確認されていない。

日以前に日本の外務大臣の発言を理由にロシア政府が在ロシア大使館幹部を招致し、意見を伝えられた事例があるか。あるならば、直近ではいつ、どのような事由によつてか。」との質問に対する回答したが、それでは、過去に日本の外務大臣との関係もあり、お答えを差し控えたい。と回答したが、それでは、過去に日本の外務大臣の発言を理由にロシア政府が在ロシア大使館幹部を招致し、意見を伝えたことを公表した事例があるか。あるならば、直近ではいつ、どのような事由によつてか。

二 「前回答弁書」で日本語仮訳を付した二〇〇六年二月二十二日付ロシア外務省の声明の内容について、政府はどのような評価をしているか。また、この声明に対して政府はどのような対応をしたか。

右質問する。

一

内閣衆質一六四第一二五号

平成十八年三月十六日

内閣總理大臣 小泉純一郎

衆議院議長 河野 洋平殿

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省の対

日関係についての声明に関する再質問に対する答弁書

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出ロシア外務省の

対日関係についての声明に関する再質問に

対する答弁書

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の飲酒対人交通事故に関する第三回質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員鈴木宗男君提出外務省在外職員の飲酒対人交通事故に関する第三回質問に対する答弁書

一について

停職期間は、一ヶ月である。御指摘の職員は、現在、外務省に在籍している。

二について

停職期間は、一ヶ月である。御指摘の職員は、現在、外務省に在籍している。

三について

外務省において保管されている懲戒処分等に係る文書により確認できる範囲では、外務省の国内職員が酒酔い又は酒気帯びの状態で自動車を運転して起こした、人(当該職員は除く。)の死亡に係る交通事故はない。

四について

保管されている懲戒処分等に係る文書により確認できる範囲では、御指摘の期間において、国家公務員(国会及び裁判所の国家公務員並びに外務公務員を除く。)が酒酔い又は酒気帯びの状態で自動車を運転して起こした、人(当該国家公務員を除く。)の死亡に係る交通事故は三十四件である。このうち、平成十八年三月八日現在、懲戒免職処分が行われたものは十三件である。

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人国立環境研究所法の一部を改正する法律

独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一条 第六条」を「第一条 第五条」に、「役員(第七条 第九条)」を「役員及び職員(第六条 第十条)」に、「第十一条・第十二条」を「第十一条・第十五条」に、「第十二条・第十三条」を「第十三条・第十四条」に、「第十四条」を「第十五条・第十六条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

〔第二章 役員〕を「第二章 役員及び職員」に改める。

第十四条第一号中「第十条」を「第十二条」に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十条」を「第十二条」に改め、同条を第十三条とする。

第三章中第十二条を第十三条とし、第十条を第十二条とする。

第四条

附則第二条の規定により施行日後の研究

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とし、同条の次に次の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十一年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人国立環境研究所の職員である者は、別に辞令を發せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」という。)において、引き続き独立行政法人国立環境研究所の職員となるものとする。

第三条 前条の規定により独立行政法人国立環境研究所(以下「施行日後の研究所」という。)の職員となつた者に対する国家公務員法(昭和二十年法律第二十号)第八十二条第三項の規定

の適用については、施行日後の研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたことを任命権者の要請に応じ同項に規定する特別職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

4

施行日後の研究所は、施行日の前日に施行日前の研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究所の職員となつた者(うち雇用保険法(昭和四十九年法律第二十号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の研究所を退職したものであつて、その退職した日まで施行日前の研究所の職員として在職したもの

所の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第二百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の研究所は、前項の規定の適用を受けた施行日後の研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。)としての引き続いた在職期間を施行日後の研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うものとする。

3 施行日の前日の独立行政法人国立環境研究所(以下「施行日前の研究所」という。)の職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究所の職員となり、かつ、引き続き施行日後の研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む。)の支給を受けているときは、この限りでない。

4 施行日後の研究所は、施行日の前日に施行日前の研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究所の職員となつた者(うち雇用保険法(昭和四十九年法律第二十号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の研究所を退職したものであつて、その退職した日ま

としたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究所を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号)。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の規定により施行日後の研究所の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第二百七十四号)の適用を受けたものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

2 前項の規定により法人である労働組合となつたものは、施行日から起算して六十日を経過する日までに、労働組合法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の労働委員会の証明を受け、かつ、その主たる事務所の所在地において

独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)

独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)

登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例によること。

2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に属している研究所とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあつせん、調停又は仲裁に係る事件に関する特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

5 施行期日
この法律は、一部の規定を除き、平成十八年四月一日から施行すること。

年四月一日から施行すること。

独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)

独立行政法人国立環境研究所法(平成十一年法律第二百十六号)

理 由

独立行政法人国立環境研究所の改革を推進するため、独立行政法人国立環境研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 議案の可決理由

本案は、研究所の改革を推進するための措置として妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成十八年三月十四日

環境委員長 木村 隆秀

衆議院議長 河野 洋平殿

内閣総理大臣 小泉純一郎

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案

正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法人国立環境研究所(以下「研究所」という。)の改革を推進するため、研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人とすることとともに、それに伴う所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 特定独立行政法人以外の独立行政法人研究所を特定独立行政法人とする規定を削除することにより、非公務員型の独立行政法人とすること。

2 秘密保持義務 研究所の役員及び職員等に対してその職務上の秘密に対する保持義務を課すこと。

3 役員及び職員の地位 刑法その他の罰則の適用については、研究所の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなすこと。

4 罰則 秘密保持義務に違反して、秘密を漏らした者等に対する罰則を設けること。

5 施行期日 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、近年、受刑者数の急増を背景として

犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案及び同報告書 執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案 及び同報告書

仮釈放審理事件が増加し、その複雑・困難化が進むとともに、仮出獄者による重大再犯事件を契機としてより適正な仮釈放審理が求められている状況に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を引き上げ、仮釈放審理体制の充実を図ろうとするもので、その内容は次のとおりである。

1 地方更生保護委員会を組織する委員の上限を十二人から十四人に改めること。

2 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、近年における仮釈放審理事件の増加及び複雑・困難化等に迅速かつ的確に対応するため、地方更生保護委員会の委員の人数の上限を改めるものであり、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、平成十八年度一般会計予算に、約一千二百萬円が計上されている。

執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案

右の議案を提出する。
平成十八年三月十四日
提出者 法務委員長 石原 伸晃

執行猶予者保護観察法の一部を改正する法律案

三 仮釈放審理事件の増加に対応し、地方更生保護委員会の運営の円滑化を図るため、常勤の委員の充実に加え非常勤の委員の活用等についても検討を加えること。

4 この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

「に改め、同条に次の二項を加える。

2 保護観察所の長は、刑法第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しがあつたときは、法務省令で定めるところにより、その言渡しをした裁判所の意見を聴き、これに基づいて、その者が保護観察の期間中遵守すべき特別の事項を定めなければならない。

3 保護観察所の長は、前項の特別の事項を定めたときは、本人に対し、書面で、保護観察の期間中遵守すべき事項を指示し、署名又は押印をもつて、その事項を遵守する旨を誓約させなければならぬ。ただし、本人が重病又は重傷である場合には、この限りでない。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(経過措置)

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員（第七条—第十条）」を「役員及び職員（第六条—第十二条）」に、「第十一条—第十三条」を「第十二条—第十四条」に、「第十四条・第十五条」を「第十五条—第十八条」に、「第十六条」を「第十九条・第二十条」に改める。

第一条 独立行政法人土木研究所法（平成十一年法律第二百五号）の一部を次のように改正する。
独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案

右 国会に提出する。

平成十八年一月三十一日

内閣総理大臣 小泉純一郎

理由

保護観察に付された執行猶予者の現状にかんがみ、転居又は七日以上の旅行に係る許可、特別の遵守事項等に関する規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

（別紙）
犯罪者予防更生法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について

1 執行猶予者保護観察法（昭和二十九年法律第五十八号）の一部を次のように改正する。
第二条中「第五条」を「第五条第一項」に改める。
第五条中「すみやか」を「速やか」に、「左に掲げる事項を「次に掲げる事項及び次項の規定により定められた特別の事項」に改め、同条第一号中「一箇月」を「七日」に、「に届け出る」を「の許可を受ける」と改める。

2 この法律による改正後の執行猶予者保護観察法第五条の規定は、この法律の施行の日以後に刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十五条の二第一項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けた者について適用し、この法律の施行の際現に同項の規定により保護観察に付する旨の言渡しを受けている者については、なお従前の例による。

（別紙）
第六条第一項中「附則第五条第二項」の下に「及び独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律（平

成十八年法律第 号)附則第九条第一項を、「金額」の下に「の合計額を加え、同条を第五条とする。」

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第七条第二項中「一人」を「二人以内」に改め、第二章中同条を第六条とする。

第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第十六条第一号中「第十一條」を「第十二条」に改め、同条第二号中「第十三條第一項」を「第十四条第一項」に改め、同条を第二十条とし、第五章中同条の前に次の二条を加える。

第十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十五条を削る。

第十四条中「第十一條第一号」を「第十二条第一号」に改め、「第二号の業務」の下に「(次条第一項第二号に規定する業務を除く。)」を加え、同条を第十五条とし、第四章中同条の次に次の二条を加える。

(主務大臣等)

第十六条 研究所に係る通則法における主務大臣は、次のとおりとする。
一 役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、国土交通大臣

二 第十二条第一号及び第二号の業務(これらに附帯する業務を含む。)のうち国土交通省設置法(平成十一年法律第百号)第三十三条第二項に規定する事務に関連する土木技

術に係るものに関する事項については、國

土交通大臣及び農林水産大臣

定する業務以外のものに関する事項については、国土交通大臣

土交通省とする。

研究所に係る通則法における主務省は、國

土交通省とする。

研究所に係る通則法における主務省令は、國

土交通省の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取)

第十七条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中

「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とす

る。

第十七条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中

「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とす

る。

第十八条 土木技術に係る通則法における主務省は、國

土木技術に係る通則法における主務省令は、國

土木技術に係る通則法における主務省の発する命令とする。

(独立行政法人評価委員会の意見の聴取)

第十九条 前条第一項第二号に規定する業務に関する通則法第二十八条第三項、第二十九条第三項、第三十条第三項及び第三十五条第二項の規定の適用については、これらの規定中

「評価委員会」とあるのは、「評価委員会及び農林水産省の独立行政法人評価委員会」とす

る。

第二十条 研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第二十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人建築研究所法の一部改正)

第二十二条 独立行政法人建築研究所法(平成十一年法律第二百六号)の一部を次のように改正する。

第一条の規定による評価を行おうとするとき。

第二十三条第三項後段(通則法第三十二条第三項後段)

第三十四条第三項において準用する場合を含む。の規定による勧告をしようとするとき。

通大臣

(港湾法の適用の特例)

第十八条 港湾法(昭和二十五年法律第二百十

八号)第三十七条第三項の規定の適用につい

ては、研究所は、国とみなす。この場合にお

いては、同条第四項ただし書中「前項に規定する者」とあるのは、「前項に規定する者(独立行政法人土木研究所を含む。)」と読み替える。

第十二条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

第十二条の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第十二条中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第十二条中第七条を第六条とし、第八条を第七条とし、第九条を第八条とする。

(独立行政法人交通安全環境研究所法の一部改正)

第三条 独立行政法人交通安全環境研究所法(平成十一年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条—第十条)」を「役員及び職員(第六条—第十一条)」に改め、同条を第十六条とする。

第四条中「第十二条第四号」を「第十二条第四号」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三

条とし、第十二条を第十二条とする。

第十条第二項中「第十条第一項」を「第九条第

一条に改め、同条を第十五条とし、第五

条を第十九条とし、第二章中同

条に改め、同条を第十二条とし、第二章中同

条を第十九条とし、第二章中同

条を第十五条とする。

第十七条に、「第十二条」を「第十二条—第十二

条」に、「第十二条—第十二条」を「第十二条—第

二条」に改め、同条を第十五条とする。

第十八条に、「第十二条」を「第十二条—第十二

条」に、「第十二条—第十二条」を「第十二条—第

二条」に改め、同条を第十五条とする。

第十九条に、「第十二条」を「第十二条—第十二

条」に、「第十二条—第十二条」を「第十二条—第

二条」に改め、同条を第十五条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七

条とし、第九条を第八条とする。

第十九条第一号中「第十二条」を「第十二条」に

改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十

三条第一項」に改め、同条第三号中「第十五条第

一項」を「第十六条第一項」に改め、同条を第二

十一條とする。

第十八条中「第十六条第一項」を「第十七条第

一項」に改め、同条を第二十条とし、第五章中

同条の前に次の二条を加える。

第十九条 第十条の規定に違反して秘密を漏ら

し、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は

五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十七条を第十八条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章の章名を次のように改める。

(独立行政法人海上技術安全研究所法の一部改

改め、同条を第十六条とする。

第十四条中「第十二条第四号」を「第十二条第

四号」に改め、同条を第十五条とする。

第十三条を第十四条とし、第十二条を第十三

条とし、第十二条を第十二条とする。

第十条第二項中「第十条第一項」を「第九条第

一条に改め、同条を第十五条とし、第五

条を第十九条とし、第二章中同条の次に

二条を加える。

(役員及び職員の地位)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適

用については、法令により公務に従事する職

員とみなす。

(独立行政法人海上技術安全研究所法の一部改

正)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人海上技術安全研究所法の一部改

正)

第十一条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人海上技術安全研究所法の一部改

正)

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十三条とし、第十二条を第十七

条とし、第十二条を第十二条とする。

第十条第二項中「第十条第一項」を「第九条第

一条に改め、同条を第十五条とし、第五

条を第十九条とし、第二章中同条の次に

二条を加える。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

正)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

正)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

正)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十三条とし、第十二条を第十七

条とし、第十二条を第十二条とする。

第十条第二項中「第十条第一項」を「第九条第

一条に改め、同条を第十五条とし、第五

条を第十九条とし、第二章中同条の次に

二条を加える。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

正)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

正)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

正)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

改め、同条を第十六条とする。

第十二条を第十三条とし、第十二条を第十七

条とし、第十二条を第十二条とする。

第十条第二項中「第十条第一項」を「第九条第

一条に改め、同条を第十五条とし、第五

条を第十九条とし、第二章中同条の次に

二条を加える。

(役員及び職員の地位)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

正)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

正)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

(独立行政法人港湾空港技術研究所法の一部改

正)

第十条 研究所の役員及び職員は、刑法(明

治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用

用については、法令により公務に従事する職員

とみなす。

号中「第十条」を「第十二条」に改め、同条第二号

中「第十二条第一項」を「第十二条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に

次の一条を加える。

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第十三条中「学校」を「機構」に、「同条第

四項」を「同条第四項ただし書」に、「独立行政法人海員学校」を「独立行政法人海技教育機構」に改め、第四章中同条を第十四条とする。

第十二条中「学校」を「機構」に改め、同条を第

十三条规定する。

第十三条中「学校」を「機構」に改め、同条を第

十一條第一項及び第三項中「学校」を「機構」

に改め、第三章中同条を第十二条とする。

第十条中「学校」を「機構」に改め、同条第一号

を次のように改める。

一 船員に対し船舶の運航に関する学術及び技能を教授すること。

第十一条第二号中「前号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一號を加える。

二 船舶の運航に関する高度の学術及び技能に関する研究を行うこと。

第十条に次の二項を加える。

2 機構は、前項の業務のほか、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律(平成十六年法律第三十一号)第八条第二項の規定による同条第一項の講習の実施に関する業務を行う。

第十条を第十二条とする。

第九条を第八条とし、第二章中同条の次に次の罰金に処する。

の二条を加える。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 機構の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

第十条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(独立行政法人航空大学校法の一部改正)

第九条 独立行政法人航空大学校法(平成十一年法律第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

十三条中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条)」に、「第十一条第一項」に、「第十二条」を「第十四条」に、「第十五条」を「第五条」に、「役員(第七条)」に、「第十一条第一項」を「第十二条」を「第十四条」とする。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条

を第五条とする。

第二章の章名を次のように改める。

第二章 役員及び職員

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条とする。

第十四条第一号中「第十条」を「第十二条」に改め、同条第一号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十六条とし、第五章中同条の前に次の一號を加える。

第四章中第十三条を第十四条とする。

第十二条第一項中「第十条」を「第十二条」に改め、第二章中同条を第十三条とする。

第十二条を第十二条とし、第十条を第十二条とする。

第九条を第八条とし、第二章中同条の次に次

なるものとする。

2 この法律の施行の際現に独立行政法人土木研究所、独立行政法人建築研究所、独立行政法人交通安全環境研究所、独立行政法人海上技術安

全研究所、独立行政法人港湾空港技術研究所、独立行政法人電子航法研究所、独立行政法人航

海訓練所、独立行政法人海員学校及び独立行政

法人航空大学校の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、施行日において、引き続きそれぞれの独立行政法人(独立行政法人海員学校にあつては、独立行政法人海技教育機構)の職員となるものとする。

第十条 大学校の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(役員及び職員の秘密保持義務)

第九条 大学校の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(役員及び職員の地位)

第十条 機構の役員及び職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第九条第二項及び第三項並びに第十五条の規定は、公布の日から施行する。

附 則

(職員の引継ぎ等)

第二条 この法律の施行の際現に独立行政法人北海道開発土木研究所及び独立行政法人海技大学校(以下「北海道開発土木研究所等」という。)の職員である者は、別に辞令を発せられない限り、この法律の施行の日(以下「施行日」といいう。)において、それぞれ、独立行政法人北海道開発土木研究所の職員にあつては独立行政法人土木研究所の、独立行政法人海技大学校の職員と

にあつては独立行政法人海技教育機構の職員との二条を加える。

第十五条 第九条の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

官 報 (号 外)

日に始まる事業年度に係る独立行政法人通則法（平成十一年法律第二百三号。以下この条において「通則法」という。第三十八条の規定による財務諸表、事業報告書及び決算報告書の作成等については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。

5 北海道開発土木研究所等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における業務の実績については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ評価を受けるものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構に対しなされるものとする。

6 北海道開発土木研究所等の平成十七年四月一日に始まる事業年度における利益及び損失の処理については、独立行政法人北海道開発土木研究所又は独立行政法人海技教育機構が、それぞれ独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構に対しなされるものとす。

7 北海道開発土木研究所等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ従前の研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。

8 北海道開発土木研究所等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。

9 北海道開発土木研究所等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における積立金の処分は、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人土木研究所が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、北海道開発土木研究所等の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構が北海道開発土木研究所等の権利及び義務を承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧北海道開発土木研究所法第十二条第一項又は旧海技大学校法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額が当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構に出資されたものとする。

10 第一項の規定により北海道開発土木研究所等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構に対するなされるものとす）

第九条 前条第一項の規定により独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構が北海道開発土木研究所等の権利及び義務を承継したときは、それぞれその承継に際し、独立行政法人海技教育機構が、北海道開発土木研究所等の権利及び義務を承継する資産の価額（同条第九項の規定により読み替えられた旧北海道開発土木研究所法第十二条第一項又は旧海技大学校法第十二条第一項の規定による承認を受けた金額が当該金額に相当する金額を除く。）から負債の金額を差し引いた額は、政府から独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構に出資されたものとする。

（独立行政法人土木研究所法の廃止）

第十二条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 独立行政法人北海道開発土木研究所法
二 独立行政法人海技大学校法

（独立行政法人北海道開発土木研究所法の廃止に伴う経過措置）

第十三条 施行日前に前条第一号の規定による廃止前の独立行政法人北海道開発土木研究所法第十三条の規定により国土交通大臣が独立行政法人北海道開発土木研究所に対してした指示は、

前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人土木研究所（平成十一年法律第二百五号）第十二条」と、附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人海技大学校法（平成十一年法律第二百十二号）。次条第一項及び附則第十二条において「旧海技大学校法」という。）

が、独立行政法人海技大学校に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。

9 北海道開発土木研究所等の平成十三年四月一日に始まる中期目標の期間における業務の実績については、独立行政法人北海道開発土木研究所に係るものにあつては独立行政法人海技教育機構が、それぞれ行うものとする。この場合において、通則法第三十二条第三項の規定による通知及び勧告は、それぞれ独立行政法人土木研究所又は

前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人土木研究所（平成十一年法律第二百五号）第十二条」と、附則第十二条第二号の規定による廃止前の独立行政法人海技大学校法（平成十一年法律第二百十二号）。次条第一項及び附則第十二条において「旧海技大学校法」という。）

五条第一項中「当該中期目標の期間の次の」であるのは「独立行政法人海技教育機構の平成十八年四月一日に始まる」と、「次の中期目標の期間における前条」とあるのは「中期目標の期間における独立行政法人海技教育機構法（平成十一年法律第二百二十四号）第十二条」とする。

六条第一項の規定により独立行政法人海技教育機構が北海道開発土木研究所等が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

（独立行政法人土木研究所又は独立行政法人海技教育機構への出資）

第七条 国は、この法律の施行の際現に旧海技大学校法附則第六条の規定に基づき独立行政法人海技教育機構の用に供するため、独立行政法人海技教育機構に無償で使用させる（独立行政法人海技教育機構に係る財産の無償使用）

第十一条 国は、この法律の施行の際現に旧海技大学校法附則第六条の規定に基づき独立行政法人海技教育機構の用に供するため、独立行政法人海技教育機構に無償で使用させる（独立行政法人海技教育機構に係る財産の無償使用）

第十二条 独立行政法人北海道開発土木研究所法及び独立行政法人海技大学校法の廃止

（独立行政法人北海道開発土木研究所法の廃止）

第十三条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 独立行政法人北海道開発土木研究所法
二 独立行政法人海技大学校法

（独立行政法人北海道開発土木研究所法の廃止に伴う経過措置）

第十四条 施行日前に前条第一号の規定による廃止前の独立行政法人北海道開発土木研究所法第十三条の規定により国土交通大臣が独立行政法人北海道開発土木研究所に対してした指示は、

前項に規定する資産の価額は、施行日現在に

第一条の規定による改正後の独立行政法人士木研究所法第十五条の規定により国土交通大臣が独立行政法人士木研究所にした指示とみなす。
(罰則に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為及び附則第八条第九項の規定によりなお従前の例によることとする場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から第十二条まで及び前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(道路整備特別会計法及び治水特別会計法の一一部改正)

第十六条 次に掲げる法律の規定中「第十三条第三項」を「第十四条第三項」に改める。

- 一 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)第三条第一項第九号
- 二 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)第四条第一項第七号

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第十七条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第一百一十八号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

独立行政法人士木研究所	独立行政法人士木研究所法(平成十一年法律第二百五号)
独立行政法人建築研究所	独立行政法人士木研究所法(平成十一年法律第二百六号)
独立行政法人交通安全環境研究所	独立行政法人士木研究所法(平成十一年法律第二百七号)
独立行政法士海上技術安全研究所以	独立行政法士海上技術安全研究所以(平成十一年法律第二百八号)
独立行政法士港湾空港技術研究所	独立行政法士港湾空港技術研究所(平成十一年法律第二百九号)
独立行政法士電子航法研究所	独立行政法士電子航法研究所(平成十一年法律第二百十号)
独立行政法人航空大학교	独立行政法人航空大학교法(平成十一年法律第二百十三号)
独立行政法士海技教育機構	独立行政法士海技教育機構法(平成十一年法律第二百十四号)
独立行政法士航空大학교	独立行政法士航空大학교法(平成十一年法律第二百十五号)

(国家公務員共済組合法の一部改正に伴う船員組合員に係る特例に関する経過措置)

第十八条 国家公務員共済組合法第百十九条に規定する船員組合員のうち独立行政法士航海訓練所又は独立行政法士海技教育機構の職員である者については、当分の間、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第十七条の規定にかかわらず、同条の規定による船員保険の被保険者ではないものとみなして、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)、労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和四十四年法律第八十四号)及び雇用保険法の規定を適用する。

第十九条 自動車検査登録特別会計法(昭和三十九年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第十五条第三項及び」を「第十六条第三項及び」に改める。

第二十条 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安等に関する法律(平成十六年法律第三十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「独立行政法士海技大학교」を「独立行政法士海技教育機構」に、「大학교」を「機構」に改める。

第四十八条中「大학교」を「機構」に改める。

独立行政法士人に係る改革を推進するための法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法士に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了する国土交通省所管法人について、所要の措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

- 1 独立行政法士木研究所及び独立行政法士北海道開発土木研究所を統合して、いわゆる非公務員型の独立行政法士木研究所とともに、目的、資本金、役員、業務等の規定に關し所要の改正を行うこと。
- 2 独立行政法士海員学校及び独立行政法士海技大학교を統合して、いわゆる非公務員型の独立行政法士海技教育機構とともに、法律の名称、法人の名称、目的、資本金、役員、業務等の規定に關し所要の改正を行うこと。

3 独立行政法士建築研究所、独立行政法士交通安全環境研究所、独立行政法士海上技術安全研究所、独立行政法士港湾空港技術研究所、独立行政法士電子航法研究所、独立行政法士航海訓練所及び独立行政法士航空大학교

について、いわゆる非公務員型の独立行政法人とすること。

4 この法律は、一部の規定を除き平成十八年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由

独立行政法人に係る改革を推進するため、平成十七年度末に中期目標期間が終了する国土交通省所管法人について、独立行政法人土木研究所の統合並びに独立行政法人海員学校及び独立行政法人海技学校の統合を行うとともに、いわゆる非公務員型の独立行政法人とする等の措置を講じようとする本案は妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

官 報 (号 外)

平成十八年三月十四日

國土交通委員長 林 幹雄
衆議院議長 河野 洋平殿

国 の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案

右

国会に提出する。
平成十八年二月三日

内閣総理大臣 小泉純一郎

国 の補助金等の整理及び合理化等に伴う義務教育費国庫負担法等の一部を改正する等の法律案及び同報告書

(義務教育費国庫負担法の一部改正)
の法律

第一条 義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三百三号)の一部を次のように改正する。

第二条 中「及び聾学校」を「聾学校及び養護学校」に、「二分の一」を「三分の一」に改め、同条第二号中「及び聾学校に」を「聾学校及び養護学校に」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法の一部改正)

第一条 中「昭和三十三年法律第百六十六号」の下に「(うち高等学校等にるべき職員の数として都道府県が定める三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十一年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 中「昭和三十三年法律第百六十六号」の下に「(うち高等学校等にるべき職員の数として都道府県が定める三年法律第百三十五号)の一部を次のように改め、同条第二号中「及び聾学校に」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十二年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 中「昭和三十三年法律第百六十六号」の下に「(うち高等学校等にるべき職員の数として都道府県が定める三年法律第百三十五号)の一部を次のように改め、同条第二号中「及び聾学校に」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 中「昭和三十三年法律第百六十六号」の下に「(うち高等学校等にるべき職員の数として都道府県が定める三年法律第百三十五号)の一部を次のように改め、同条第二号中「及び聾学校に」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十四年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 中「昭和三十三年法律第百六十六号」の下に「(うち高等学校等にるべき職員の数として都道府県が定める三年法律第百三十五号)の一部を次のように改め、同条第二号中「及び聾学校に」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十五年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 中「昭和三十三年法律第百六十六号」の下に「(うち高等学校等にるべき職員の数として都道府県が定める三年法律第百三十五号)の一部を次のように改め、同条第二号中「及び聾学校に」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十六年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 中「昭和三十三年法律第百六十六号」の下に「(うち高等学校等にるべき職員の数として都道府県が定める三年法律第百三十五号)の一部を次のように改め、同条第二号中「及び聾学校に」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十七年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 中「昭和三十三年法律第百六十六号」の下に「(うち高等学校等にるべき職員の数として都道府県が定める三年法律第百三十五号)の一部を次のように改め、同条第二号中「及び聾学校に」に改める。

(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十八年法律第三百三十五号)の一部を次のように改正する。

第一条 中「昭和三十三年法律第百六十六号」の下に「(うち高等学校等にるべき職員の数として都道府県が定める三年法律第百三十五号)の一部を次のように改め、同条第二号中「及び聾学校に」に改める。

びに第五条の三第一項の規定により、養護学校の校舎又は屋内運動場の新築又は増築に係る工事費の算定を行うときは、文部科学大臣に改める。

第三条 第一項第三号中「及び聾学校」を「聾学校及び養護学校」に改め、同項第五号を削り、同条第二項中「同項第四号の適正な規模の条件及び同項第五号の構造上危険な状態にある建物の範囲の決定に関し必要な危険度の判定基準その他の事項」を及び同項第四号の適正な規模の条件に改める。

第五条 第三項及び第四項を削る。

第五条の二 第三項を削る。

第五条の三の見出し中「及び聾学校」を「聾学校及び養護学校」に改め、同条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「五月一日」の下に「(養護学校の場合にあつては、新築又は増築を行う年一度の翌年度の五月一日(その翌日から起算して一年以内に当該学校を設置した場合、又は当該学校に就学させる児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合には、新築又は増築を行なう年度の翌々年度の五月一日)」を加え、同条第二項中「行なう」を「行う」に改め、「五月一日」の下に「(養護学校の場合にあつては、新築又は増築を行う年度の翌年度の五月一日(その翌日から起算して一年以内に当該学校に寄宿舎を設けた場合、又は当該学校の寄宿舎に収容する児童若しくは生徒の数が増加することが明らかな場合には、新築又は増築を行う年度の翌々年度の五月一日)」を加え、同条第三項を削る。

第六条 第一項中「から第三項まで(第五条の二

の標準等に関する法律(昭和三十六年法律第一百八十八号。以下「高等学校標準法」といふ。)第十五条の規定に基づき都道府県が定むる」を「行う」に、「は、文部科学大臣」を「並

第三項又は前条第三項において第五条第三項の

規定を準用する場合を含む。)」を「若しくは第二項」に、「又は^る学校」を「^る学校又は養護学校」に改め、同条第二項中「第五条第四項(第五条の二第三項又は前条第三項において準用する場合を含む。)」及び「^る学校、^る学校」を削り、「又は^る学校」を「^る学校又は養護学校」に改め、「^る学校、^る学校若しくは」及び「児童若しくは」を削り、「若しくは^る学校」を「^る学校若しくは養護学校」に改める。

第七条中「増築又は改築」を「又は増築」に改める。

第八条第二項を次のように改める。

2 第五条の三第二項の規定により養護学校の寄宿舎に係る工事費を算定する場合において、政令で定める特別の理由があるため、児童及び生徒一人当たりの基準面積に基づく新築又は増築後の寄宿舎が児童及び生徒の教育を行うのに著しく不適当であると認められるときは、当該基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積に政令で定める面積を加えた面積を児童及び生徒一人当たりの基準面積に当該学校の寄宿舎に収容する児童及び生徒の数を乗じて得た面積とみなして、工事費を算定するものとする。

第九条中「増築又は改築」を「又は増築」に改める。

第十一条を第十三条とし、第十条の次に次の二条を加える。

(施設整備基本方針等)

第十二条 文部科学大臣は、公立の義務教育諸学校等施設(義務教育諸学校、高等学校等(学校教育法に規定する高等学校、中等教育学校諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を

の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部をいう。)及び幼稚園等(同法に規定する幼稚園並びに盲学校、聾学校及び養護学校の幼稚部をいう。)の施設、共同調理場

(学校給食法(昭和二十九年法律第百六十号)第五条の二に規定する施設をいう。)、教員及び職員のための住宅、スポーツ施設その他学校の教育活動に資する施設で文部科学省令で定めるものをいう。以下同じ。)の整備の目標

に関する事項その他の公立の義務教育諸学校等施設の整備に関する重要な事項を定めた施設整備基本方針を作成するとともに、当該施設整備基本方針に基づき公立の義務教育諸学校等施設に係る安全性の向上等を図るために必要な改革、改造その他の文部科学省令で定める事業(次条において「改築等事業」という。)について定めた施設整備基本計画を作成しなければならない。

3 施設整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 施設整備計画の目標

二 前号の目標を達成するために必要な改築等事業に関する事項

三 計画期間

四 その他文部科学省令で定める事項

4 地方公共団体は、施設整備計画を作成し、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、文部科学大臣(市町村特別区を含む。以下この項において同じ。)にあつては、当該市町村の属する都道府県の教育委員会を経由して文部科学大臣に提出しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、交付金の交付に關し必要な事項は、文部科学省令で定めること。

附則第三項を次のように改める。

(養護学校の小学部及び中学部に係る国との負担割合の特例)

3 第三条第一項第三号の規定にかかわらず、国は、当分の間、都道府県が設置する養護学校のうち政令で定めるものの小学部及び中学部に係る建物について当該都道府県が新築又は増築を行う場合には、当該新築又は増築に要する経費の十分の五・五を負担するものとする。

附則第四項中「増築又は改築」を「又は増築」に改める。

4 地方公共団体は、前項の交付金の交付を受けようとするときは、施設整備基本計画に即して、当該地方公共団体が設置する義務教育

諸学校等施設の整備に関する施設整備計画を作付することができる。

5 第二号の一部を次のように改正する。

第六号の一部を次のように改正する。

第七号の一部を次のように改正する。

第八号の一部を次のように改正する。

第九号の一部を次のように改正する。

第十号の一部を次のように改正する。

十一号の一部を次のように改正する。

十二号の一部を次のように改正する。

十三号の一部を次のように改正する。

十四号の一部を次のように改正する。

て、当該地方公共団体が同条第二項の規定により作成した施設整備計画に記載された改築等事業（同法第十一條第一項に規定する「改築等事業」をいう。）として、市町村計画に基づいて行う公立の小学校又は中学校を適正な規模にするための統合に伴い必要となつた公立の小学校又は中学校に勤務する教員又は職員のための住宅の建築（買収その他これに準ずる方法による取得を含む。）に係る事業がある場合においては、当該事業に要する経費の十分の五・五を下回らない額の交付金が充当されるように算定するものとする。

附則第七条の二を削る。

別表教育施設の項中「義務教育諸学校施設費国庫負担法（昭和三十三年法律第八十一号）」を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）」に改める。

（成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第十二条 成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十五年法律第七号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条第一項中「指定するもの」の下に「（次項において「特定事業」という。）」を加え、第一項の次に次の二項を加える。

2 国は、特定事業に要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参考して、当該交付金の額を算定するものとする。

附則第三条ただし書中「又は補助金」を「補助金又は交付金」に改める。

別表義務教育施設の項中「義務教育諸学校施設費国庫負担法」を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）」に改める。

（公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第十三条 公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「特例」を「割合の特例等」に改め、同条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3 国は、地方公共団体が公害防止計画に基づいて実施する公害防止対策事業に係る経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について第一項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参考して、当該交付金の額を算定するものとする。

2 国は、特定事業に要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国

が負担し、又は補助することとなる割合を参考して、当該交付金の額を算定するものとする。

第五条中「第三条第四項」を「第三条第五項」に改める。

附則第二項ただし書中「又は補助金」を「補助金又は交付金」に改める。

附則第四項を削る。

附則第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項を削る。

附則第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項を削る。

附則第五項中「前二項」を「前項」に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項を削る。

（原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法の一部改正）

第十四条 原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法（平成十二年法律第一百四十八号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条中「定めるもの」の下に「次項において「特定事業」という。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 国は、特定事業に要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参考して、当該交付金の額を算定するものとする。

附則第六項を削る。

（義務教育費国庫負担法の一部改正等に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の義務教育費国庫負担法の規定は、平成十八年度以降の年度の予算に係る国の負担について適用し、平成十七年度以前の年度に係る経費につき平成十八年度以降の年度に支出される國の負担（第十五条第一号の規定による廃止前の公立養護学校整備特別措置法第五条及び附則第十四項の規定に基づく國の負担を含む。）については、なお従前の例による。

第七条の見出し中「特例」を「特例等」に改め、同条中「定めるもの」の下に「次項において「特定事業」という。」を加え、同条に次の二項を加える。

2 国は、特定事業に要する経費に充てるため政令で定める交付金を交付する場合においては、政令で定めるところにより、当該経費について前項の規定を適用したとするならば国が負担し、又は補助することとなる割合を参考して、当該交付金の額を算定するものとする。

附則第六項を削る。

（義務教育費国庫負担法の一部改正等に伴う経過措置）

等学校（中等教育学校の後期課程並びに盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。）に係るを削り、「設備及び」の下に「公立の高等学校等に係る」を加え、「公立の高等学校に係る」を削る。

（日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の一部改正）

日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法（昭和六十二年法律第八十六号）の一部を次のように改正する。

第二条の二第一項第二号を次のように改める。

（放送大学園法の一部改正）

第九条 放送大学園法（平成十四年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第四号中「第二十条第三項」を「第二十一条第二項」に改める。

（後進地域の開発に関する公共事業に係る国負担割合の特例に関する法律の一部改正）

第十条 後進地域の開発に関する公共事業に係る国負担割合の特例に関する法律（昭和三十六年法律第百十二号）の一部を次のように改正する。

附則第六項中「第三条第二項」を「第三条第三項」に改める。

（首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正）

第十二条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に

関する法律（昭和四十一年法律第百十四号）の一部を次のように改正する。

附則第五項中「第三条第二項又は第三項」を「第三条第三項又は第四項」に改める。

（地方財政法の一部改正）

第十二条 地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）の一部を次のように改正する。

第三十四条第一項中「事務に要する次に掲げる」を「引揚者への援護に要する」に改め、同項各号を削る。

（港湾法の一部改正）

第十三条 港湾法（昭和二十五年法律第二百八十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五項及び第二十六項中「附則第六条第八項」を「附則第六条第七項」に改める。

（道路整備特別会計法の一部改正）

第十四条 道路整備特別会計法（昭和三十三年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第十八項、第十九項及び第二十一項中「附則第六条第九項」を「附則第六条第八項」に改める。

理由

國の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に要する経費の国庫負担率を二分の一から三分の一に改めるとともに、公立の養護学校の小学校部及び中学部の教職員の給与等に係る国負担について定めること。

2 市町村立学校職員給与負担法の一部改正

都道府県が給与等を負担する市町村の教職員の範囲を明確にすること。

3 義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正

（一）公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する事業に充てるための交付金制度を創設すること。

（二）公立の養護学校の小学部及び中学部の新増築に係る国負担について定めること。

（三）交付金制度の創設に伴い、法律名を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に改める等の所要の改正を行うこと。

一 議案の目的及び要旨

本案は、國の補助金等の整理及び合理化等に伴い、公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に要する経費の国庫負担率を改め、都道府県が給与等を負担する教職員の範囲を定めるとともに、公立の義務教育諸学校等の施設の整備しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 義務教育費国庫負担法の一部改正

公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に要する経費の国庫負担率を二分の一から三分の一に改めるとともに、公立の養護学校の小学校部及び中学部の教職員の給与等に係る国負担について定めること。

2 市町村立学校職員給与負担法の一部改正

都道府県が給与等を負担する市町村の教職員の範囲を明確にすること。

3 義務教育諸学校施設費国庫負担法等の一部改正

（一）公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する事業に充てるための交付金制度を創設すること。

（二）公立の養護学校の小学部及び中学部の新増築に係る国負担について定めること。

（三）交付金制度の創設に伴い、法律名を「義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律」に改める等の所要の改正を行うこと。

4 公立養護学校整備特別措置法及び公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法の廃止

（一）この法律は、平成十八年四月一日から施行すること。

（二）その他所要の規定の整備を行うこと。

二 議案の可決理由

本案は、公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に要する経費の国庫負担率を改め、都道府県が給与等を負担する教職員の範囲を定めるとともに、公立の義務教育諸学校等の施設の整備しようとするものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行による、公立の義務教育諸学校の教職員の給与等に要する経費の国庫負担率の変更により、平成十八年度において、約八千四百六十億円の国庫負担金の一般財源化が見込まれる。また、公立の義務教育諸学校等の施設の整備に関する事業に充てるための交付金制度の創設については、平成十八年度一般会計予算（文部科学省・内閣府所管）において約五百四十九億円が計上されている。

右報告する。

平成十八年三月十五日

衆議院議長 河野 洋平殿

文部科学委員長 遠藤 乙彦

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

平成十八年二月十日

内閣総理大臣 小泉純一郎

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案

第三章中第十二条を第十三条とし、第十一条を第十二条とする。
第十条第二項中「第十条第一項」を「第九条第一項」に改め、同条を第九条とし、第二章中同条の次に次の二条を加える。

（役員及び職員の秘密保持義務）

研究所の役員及び職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らし、又は盗用してはならない。その職を退いた後も、同様とする。

独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法

律第百六十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「第六条」を「第五条」に、「役員(第七条)」第十条」を「役員及び職員(第六条・第十一条)」に、「第十一条・第十二条」を「第十二条・第十三条」に、「第十三条 第十四条」を「第十四条・第十五条」に、「第十五条」を「第十六条・第十七条」に改める。

第四条を削り、第五条を第四条とし、第六条を第五条とする。

「第二章 役員」を「第二章 役員及び職員」に改める。

第二章中第七条を第六条とし、第八条を第七条

とし、第九条を第八条とする。

第十五条第一号中「第十一条」を「第十二条」に改め、同条第二号中「第十二条第一項」を「第十三条第一項」に改め、同条を第十七条とし、第五章中

同条の前に次の二条を加える。
第十六条 第十条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盜用した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第四章中第十四条を第十五条とする。
第十三条第一項中「第十一条第一号」を「第十二

条第一号」に改め、同条を第十四条とする。

職国家公務員等となるため退職したことのみなす。

第四条 附則第二条の規定により施行日後の研究所の職員となる者に対しては、国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づく退職手当は、支給しない。

2 施行日後の研究所は、前項の規定の適用を受けた施行日後の研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む)としての引き続いた在職期間を施行日後の研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

3 施行日の前日の独立行政法人酒類総合研究所

(以下「施行日前の研究所」という。)に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究所の職員となり、かつ、引き続き施行日後の研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

(労働組合についての経過措置)

第五条 施行日前に施行日前の研究所を退職した者に関する国家公務員退職手当法第十二条の二及び第十二条の三の規定の適用については、施行日後の研究所の理事長は、同法第十二条の二第一項に規定する各省各庁の長等とみなす。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の二規定により施行日後の研究所の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受け

る労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

4 施行日後の研究所は、施行日の前日に施行日前の研究所の職員として在職し、附則第二条の規定により国家公務員としての身分を失つたこととなつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所の職員を

の適用については、施行日後の研究所の職員を同項に規定する特別職国家公務員等と、前条の規定により国家公務員としての身分を失つたこととなつた者のうち施行日から雇用保険法(昭和二年法律第百二十号)第八十二条第二項の規定により引き続いて施行日後の研究所の職員を

四十九年法律第百十六号)による失業等給付の受給資格を取得するまでの間に施行日後の研究所を退職したものであつて、その退職した日まで施行日前の研究所の職員として在職したものとしたならば国家公務員退職手当法第十条の規定による退職手当の支給を受けることができるものに対しては、同条の規定の例により算定した退職手当の額に相当する額を退職手当として支給するものとする。

2 施行日後の研究所は、前項の規定の適用を受けた施行日後の研究所の職員の退職に際し、退職手当を支給しようとするときは、その者の國家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員(同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む)としての引き続いた在職期間を施行日後の研究所の職員としての在職期間とみなして取り扱うべきものとする。

(国家公務員退職手当法の適用に関する経過措置)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(職員の引継ぎ等)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第八条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日)

3 施行日の前日の独立行政法人酒類総合研究所

(以下「施行日前の研究所」という。)に職員として在職する者が、附則第二条の規定により引き続いて施行日後の研究所の職員となり、かつ、引き続き施行日後の研究所の職員として在職した後引き続いて国家公務員退職手当法第二条第一項に規定する職員となつた場合におけるその者の同法に基づいて支給する退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の施行日後の研究所の職員としての在職期間を同項に規定する職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が施行日後の研究所を退職したことにより退職手当(これに相当する給付を含む)の支給を受けているときは、この限りでない。

(労働組合についての経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に存する特定独立行政法人等の労働関係に関する法律(昭和二十三年法律第二百五十七号。次条において「特労法」という。)第四条第二項に規定する労働組合であつて、その構成員の過半数が附則第二条の二規定により施行日後の研究所の職員となる者であるものは、この法律の施行の際労働組合法(昭和二十四年法律第百七十四号)の適用を受け

る労働組合となるものとする。この場合において、当該労働組合が法人であるときは、法人である労働組合となるものとする。

官 報 (号 外)

け、かつ、その主たる事務所の所在地において登記しなければ、その日の経過により解散するものとする。

- 3 第一項の規定により労働組合法の適用を受ける労働組合となつたものについては、施行日から起算して六十日を経過する日までは、同法第二条ただし書(第一号に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

(不当労働行為の申立て等についての経過措置)

- 第七条 施行日前に特労法第十八条の規定に基づき施行日前の研究所がした解雇に係る中央労働委員会に対する申立て及び中央労働委員会による命令の期間については、なお従前の例による。

- 2 この法律の施行の際現に中央労働委員会に係

属している施行日前の研究所とその職員に係る特労法の適用を受ける労働組合とを当事者とするあっせん、調停又は仲裁に係る事件に関する

特労法第三章(第十二条から第十六条までの規定を除く。)及び第六章に規定する事項については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置

は、政令で定める。

(国家公務員共済組合法の一部改正)

第九条 国家公務員共済組合法(昭和三十三年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

別表第三に次のように加える。

平成十八年三月十五日

財務金融委員長 小野 晋也
衆議院議長 河野 洋平殿

二 議案の可決理由

本案は、独立行政法人酒類総合研究所がその業務を一層効率的かつ効果的に行うことができるよう、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進するもので、時宜に適うものと認め、可

決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

独立行政法人酒類総合研究所	独立行政法人酒類総合研究所法(平成十一年法律第二百六十四号)

理 由

独立行政法人酒類総合研究所に係る改革を推進するため、同法人を特定独立行政法人以外の独立行政法人とする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、独立行政法人酒類総合研究所がその業務を一層効率的かつ効果的に行うことができ

るよう、民間及び大学等との人事交流等の連携を促進するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 独立行政法人酒類総合研究所を特定独立行政法人以外の独立行政法人、いわゆる非公務員型の独立行政法人とともに、同法人の役職員の秘密保持義務等について所要の措置を講ずることとする。

2 この法律は、別段の定めがあるものを除き、平成十八年四月一日から施行することとする。

官 報 (号 外)

平成十八年三月十六日

衆議院会議録第十四号

明治二十二年三月三十一日
郵便物認可

發行所
二東京都港區虎ノ門二五丁目
番四号立行政法人國立印刷局
電話
03(3587)4294
定価
(本体 1110円)